

社会・援護局関係主管課長会議資料

令和 4 年 3 月

福 祉 基 盤 課
福祉人材確保対策室

目 次

重点事項	頁
1 福祉・介護人材確保対策について	1
2 地域医療介護総合確保基金を活用した取組の推進について	1
3 外国人介護人材の受入環境整備の推進について	4

連絡事項	頁
第1 福祉・介護人材確保対策等について	
1 福祉・介護人材確保対策の推進	7
2 被災地における福祉・介護人材の確保	15
3 社会福祉士・介護福祉士資格について	16
4 その他の福祉・介護人材確保の推進	17
第2 外国人介護人材の受入れについて	
1 EPA(経済連携協定)に基づく外国人介護福祉士候補者の受入れについて	20
2 在留資格「介護」による受入れについて	21
3 技能実習制度(介護職種)による受入れについて	22
4 特定技能による受入れについて	24
5 「外国人介護人材受入環境整備事業」の推進について	27
6 地域医療介護総合確保基金を活用した外国人介護人材への支援の取組について	29

参考資料	頁
1 福祉・介護人材確保対策等に係る関係資料	32
2 介護福祉士修学資金等貸付事業における貸付原資の確保	34
3 「介護のしごと魅力発信等事業」について	35
4 地域医療介護総合確保基金を活用した介護従事者の確保	35
5 雇用と福祉の連携による離職者への介護・障害福祉分野への就職支援パッケージ	36
6 被災地における福祉・介護人材確保事業	37
7 福祉人材情報システムの大規模改修について	37
8 被災地の介護人材確保について(チラシ)	38
9 都道府県別福祉人材センター・バンク職業紹介状況等	39
10 福利厚生センター関係資料	64
11 日本社会事業大学専門職大学院について	68
12 中央福祉学院において実施する研修(令和4年度)	70

13 国立保健医療科学院において実施する研修(令和4年度)	72
14 外国人介護人材受入れの仕組み	73
15 経済連携協定に基づく受入れの枠組	73
16 経済連携協定に基づく受入れの枠組(介護:入国以降)	74
17 介護福祉士候補者への学習支援及び試験上の配慮	74
18 在留資格「介護」	75
19 技能実習制度の仕組み	75
20 技能実習「介護」における固有要件について	76
21 介護分野における技能実習制度の実態等に関する調査研究	76
22 分野別運用方針の概要(介護分野)	77
23 技能試験・日本語試験の概要	77
24 他の在留資格から「特定技能1号」への移行について	78
25、26 海外に向けた日本の介護についてのPR	78
27 特定技能外国人の受入れに係る実態及び事例の周知	79
28 外国人介護人材受入れの関連制度の周知	80
29 特定技能外国人の国籍別の人数について	80
30 特定技能協議会の法人類型別の加入法人数について	81
31 外国人介護人材の関連予算	81
32 令和4年度外国人介護人材受入環境整備事業	82
33 介護技能評価試験等実施事業	82
34 外国人介護人材受入促進事業	83
35 外国人介護人材受入支援事業	83
36 令和3年度 外国人介護人材受入支援事業の実施状況	84
37 介護の日本語学習支援等事業	84
38 学習教材(外国人向け各種テキスト)の作成	85
39、40 日本語学習Webコンテンツ	85
41 オンライン対応学習教材等の作成	86
42 外国人介護人材相談支援事業	87
43 オンライン交流会の開催(2021年度)	87
44 特定技能制度・受入に関する映像教材	88
45 外国人留学生及び特定技能1号外国人の受入環境整備事業について	88
46 外国人介護人材受入れ施設等環境整備事業	89

47	令和3年度 地域医療介護総合確保基金 外国人介護人材関連事業の実施状況	89
48、49	【静岡県】外国人介護人材サポートセンター事業	90
50、51	【京都府】京都府外国人介護人材支援センター	91
52	【広島県】外国人介護人材受入支援事業	92
53	【神戸市】医療・看護知識を有する外国人介護福祉士育成プログラム	92
54	【神戸市】介護職種外国人技能実習生等日本語学習等支援事業	93
55	【木更津市】海外介護人材面接会	93
56	外国人介護人材の質の向上等に資する学習支援等調査研究事業	94
57	外国人介護人材の認知症介護基礎研修の学習支援に関する調査研究事業	94

重点事項

1 福祉・介護人材確保対策について

(1) 現状・課題

- ・ 昨年7月に公表した第8期介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数によると、2019年度の介護職員数約211万人に加えて、2025年度末までに約32万人（合計で約243万人）、2040年度末までに約69万人（合計で約280万人）、2025年度末まででみれば、年間5.3万人程度の介護人材の確保が必要と見込んでいる。
- ・ 介護分野における有効求人倍率は、コロナ禍においても高い水準で推移しており、今後の我が国の人口動態を踏まえれば、介護人材の確保は一段と厳しくなることが想定される。

(2) 令和4年度の実施

- 介護人材確保対策については、
 - ・ 2019年10月から、経験・技能のある介護職員に重点化しつつ、更なる処遇改善を行っているほか、2022年2月から9月までの間、介護職員の収入を3%程度（月額9,000円相当）引き上げるための措置を実施
 - ・ 介護分野へのアクティブ・シニア等の参入を促すための「入門的研修」の普及や、介護福祉士資格の取得を目指す留学生など外国人材の受入環境の整備等、多様な人材の参入促進
 - ・ 介護ロボット・ICT等のテクノロジーを活用した生産性向上による業務負担の軽減や職場環境の改善など、働きやすい環境の確保
 - ・ 介護の仕事の魅力発信などによる普及啓発
- 等、総合的な介護人材の確保に取り組んでいる。
- 令和4年度予算案においては、
 - ・ 収入を3%程度（月額9,000円相当）引き上げるための措置について、2022年10月以降については臨時の介護報酬改定を実施
 - ・ 「介護助手等普及推進員（仮称）」による介護助手等希望者の掘り起こしや介護事業所への介護助手等の導入の働きかけの実施
 - ・ 前年に引き続き、新型コロナウイルスの影響による離職者の再就職や、介護・障害福祉分野における人材確保を支援するための「雇用と福祉の連携による離職者への介護・障害福祉分野への就職支援パッケージ」の実施
- 等に取り組む。

(3) 依頼・連絡事項

- ・ 令和4年度予算案において、新たな介護人材確保に係る事業も含め、必要な経費を計上していることから、各都道府県においても、必要な措置を講じるとともに、都道府県社会福祉協議会や関係団体、労働関係部局、市町村の福祉部局、市町村社会福祉協議会等と連携して、福祉・介護人材の確保を着実に推進されたい。

2 地域医療介護総合確保基金を活用した取組の推進について

(1) 現状・課題

- ・ 2015年度から、消費税財源を活用し、地域の実情に応じた総合的・計画的な介護人材確保対策を推進するため、各都道府県に設置した地域医療介護総合確保基金を活用した、介護人材の「参入促進」、「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」を図るための多様な取組を支援しているところであり、令和4年度予算（案）においても、137億円（国費）を確保し、引き続き都道府県の取組を支援していく。

(2) 令和4年度の実施

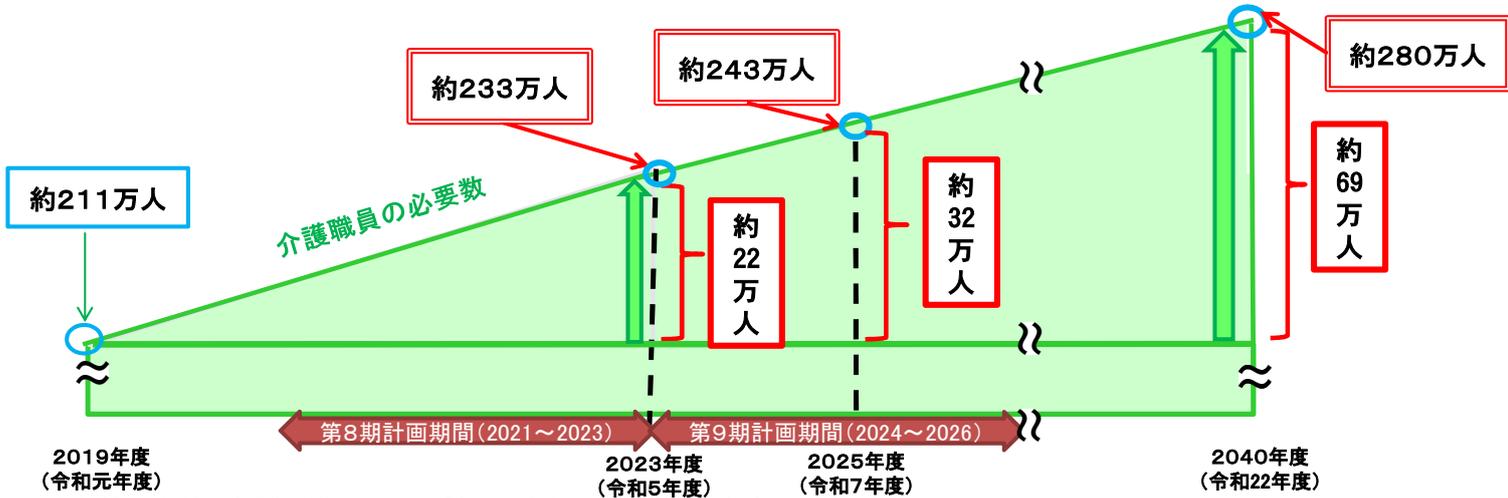
- 令和4年度予算(案)においては、以下の事業を新たにメニューに位置付けることとしている。
 - ・ 介護助手等普及推進事業（新規）
都道府県福祉人材センターに「介護助手等普及推進員（仮称）」を配置し、市町村社会福祉協議会等を巡回して周知活動を行い、介護助手等希望者の掘り起こしを行うとともに、介護事業所への介護助手等の導入の働きかけを行うことにより、都道府県福祉人材センターの各地域における活動を強化する。
 - ・ 地域における介護の仕事の魅力発信事業（位置づけの変更）
これまで福祉・介護の魅力発信は、国では魅力発信等事業として、都道府県では、基金事業の「地域住民や学校の生徒に対する介護や介護の仕事の理解促進事業」（以下「理解促進事業」。）として、それぞれ実施してきたところであるが、令和4年度から、「理解促進事業」を「地域における介護のしごと魅力発信事業」とし、国が実施する魅力発信等事業との有機的連携を図ることにより、国民に対する介護の魅力向上や理解促進に向けた取組を一層推進し、介護職の社会的評価の向上及び多様な人材の参入促進・定着を図っていくこととした。

(3) 依頼・連絡事項

- ・ 介護助手等普及推進の取組に際して、「介護助手等普及推進員（仮称）」を配置して実施する場合、当該配置に要する費用について地域医療介護総合確保基金を活用することができるため、各都道府県においては、必要な措置を講じられたい。また、令和3年度創設の「介護現場における多様な働き方導入モデル事業」は、介護助手等の導入をモデル的に実施することも可能であるので、本事業と併せて活用することも検討されたい。
- ・ 今年度も多くの都道府県において実施されているところであるが、引き続き「地域における介護のしごと魅力発信事業」として実施を図るとともに、新規事業の創設や既存事業の充実等、事業の更なる展開について検討されたい。

第8期介護保険事業計画に基づく介護職員の必要数について

- 第8期介護保険事業計画の介護サービス見込み量等に基づき、都道府県が推計した介護職員の必要数を集計すると、
 - ・2023年度には約233万人（+約22万人（5.5万人/年））
 - ・2025年度には約243万人（+約32万人（5.3万人/年））
 - ・2040年度には約280万人（+約69万人（3.3万人/年））
 となった。 ※（）内は2019年度（211万人）比
- ※ 介護職員の必要数は、介護保険給付の対象となる介護サービス事業所、介護保険施設に従事する介護職員の必要数に、介護予防・日常生活支援総合事業のうち従前の介護予防訪問介護等に相当するサービスに従事する介護職員の必要数を加えたもの。
- 国においては、①介護職員の処遇改善、②多様な人材の確保・育成、③離職防止・定着促進・生産性向上、④介護職の魅力向上、⑤外国人材の受入環境整備など総合的な介護人材確保対策に取り組む。



注1) 2019年度（令和元年度）の介護職員数約211万人は、「令和元年介護サービス施設・事業所調査」による。
 注2) 介護職員の必要数（約233万人・243万人・280万人）については、足下の介護職員数を約211万人として、市町村により第8期介護保険事業計画に位置付けられたサービス見込み量（総合事業を含む）等に基づく都道府県による推計値を集計したもの。
 注3) 介護職員数には、総合事業のうち従前の介護予防訪問介護等に相当するサービスに従事する介護職員数を含む。
 注4) 2018年度（平成30年度）分から、介護職員数を調査している「介護サービス施設・事業所調査」の集計方法に変更があった。このため、同調査の変更前の結果に基づき必要数を算出している第7期計画と、変更後の結果に基づき必要数を算出している第8期計画との比較はできない。



「介護助手」等の普及を通じた介護現場での多様な就労の促進

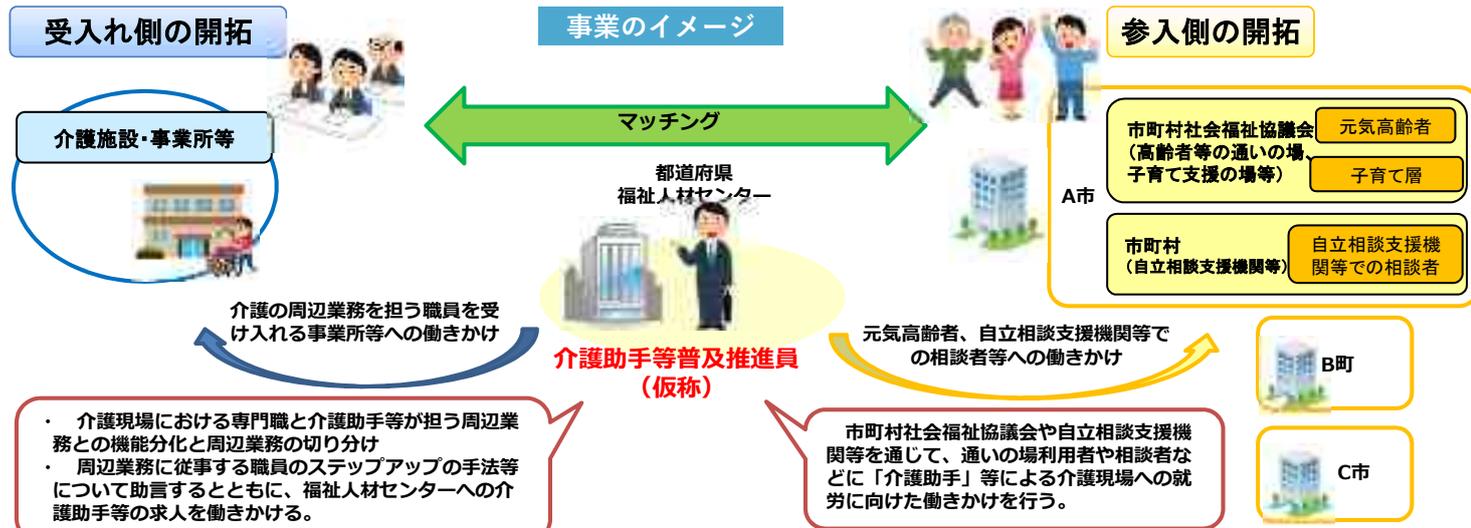
【令和4年度予算案】地域医療介護総合確保基金：137億円の内数
 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金：386億円の内数

【要求要旨】

介護人材については、少子高齢化の進展や慢性的な人手不足である状況に加え、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策や利用者が感染した場合の対応等によって、介護施設等における業務が増大している。
 そのため、介護分野への参入のハードルを下げ、更なる介護人材を確保・支援する観点から、介護職の業務の機能分化を図り、掃除、配膳、見守り等の周辺業務を担う人材を、介護事業所とマッチングする仕組みを構築する。

【事業内容】

都道府県福祉人材センターに「介護助手等普及推進員（仮称）」を配置し、市町村社会福祉協議会等を巡回して周知活動を行い、介護助手等希望者の掘り起こしを行う。
 併せて、介護事業所に対し、介護職の業務の機能分化や介護助手等のステップアップの手法を助言するとともに、介護助手にかかる求人提出の働きかけを行うことにより、介護の周辺業務を担う人材の確保を促す。



3 外国人介護人材の受入環境整備の推進について

(1) 現状・課題

- 外国人介護人材の受入については、①EPA（経済連携協定）、②在留資格「介護」、③技能実習、④特定技能によるものがあり、それぞれの制度趣旨に沿った受入を進めている。
- 今後増加が見込まれる外国人介護人材が国内の介護現場において円滑に就労・定着できるよう、引き続き、受入環境の整備を推進する必要がある。

(2) 令和4年度の取組

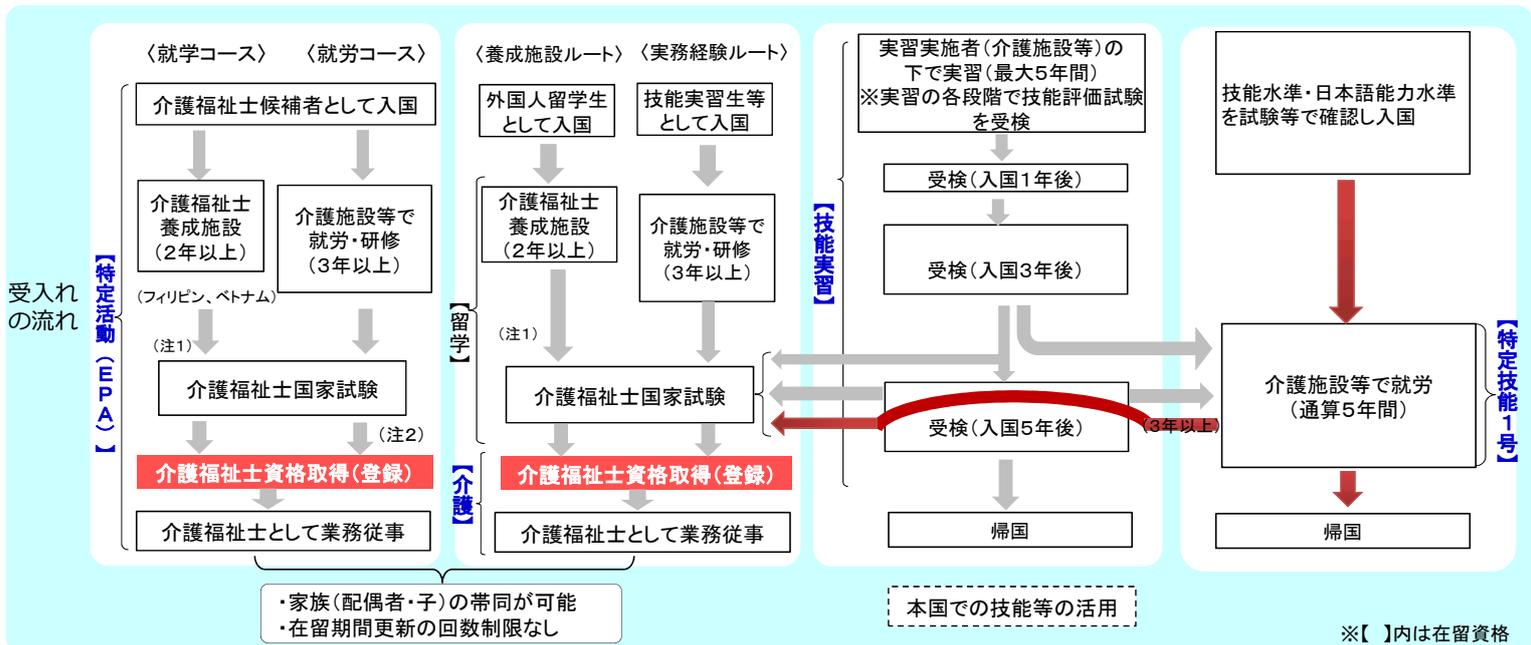
- 外国人介護人材の受入環境整備については、外国人介護人材を対象にした日本語学習支援や相談支援など、これまで様々な支援を実施しており、2020（令和2）年度より、地域医療介護総合確保基金のメニューとして、外国人介護人材の受入れ施設や留学生が在籍する介護福祉士養成施設を対象にした補助事業（外国人介護人材受入れ施設等環境整備事業）等を実施している。
- 2022年度（令和4）年度においても引き続き、さらなる外国人材の受入環境整備に向けて、海外における日本の介護のPRにかかる情報発信や、外国人材と介護施設等とのマッチング支援事業の実施に取り組むとともに、在留資格「特定技能」に関する試験について、今後の特定技能の受入見込数を踏まえ、試験の合格者見込数を拡充するとともに、試験の開催国の拡充を反映することを予定している。

(3) 依頼・連絡事項

- 引き続き、特定技能による就労希望者等の外国人材と介護施設等とのマッチング支援事業や、外国人介護人材の受入に当たってのコミュニケーション支援や資格取得支援、生活支援等を行う外国人介護人材受入れ施設等環境整備事業などの地域医療介護総合確保基金の各メニューに基づく取組や、技能実習生・特定技能外国人を対象にした研修（外国人介護人材受入支援事業）の実施について、各都道府県等における積極的な実施をお願いしたい。また、参考資料48～55は、地域医療介護総合確保基金の活用などを通じた、外国人介護人材の受入環境の整備に向けた取組を紹介しており、静岡県、京都府、広島県、神戸市、木更津市の取組を掲載しているので、今後の事業検討の際の参考とされたい。
- 外国人介護人材の受入環境整備を推進するため、国においても、介護の日本語学習用の教材や特定技能に係る試験のテキスト、オンライン研修を実施する際の教材やマニュアルなど、各種支援ツールを作成しているため、これらのツールの積極的な活用もあわせてお願いしたい。

外国人介護人材受入の仕組み

	EPA（経済連携協定） （インドネシア・フィリピン・ベトナム）	在留資格「介護」 （H29. 9 / 1～）	技能実習 （H29. 11 / 1～）	特定技能1号 （H31. 4 / 1～）
制度趣旨	二国間の経済連携の強化	専門的・技術的分野の外国人の受入れ	本国への技能移転	人手不足対応のための一定の専門性・技能を有する外国人の受入れ



（注1）平成29年度より、養成施設卒業生も国家試験合格が必要となった。ただし、令和8年度までの卒業生には卒業後5年間の経過措置が設けられている。

（注2）4年間にわたりEPA介護福祉士候補者として就労・研修に適切に従事したと認められる者については、「特定技能1号」への移行に当たり、技能試験及び日本語試験等を免除。

外国人介護人材の関連予算

事業名	事業内容（令和4年度（予定））	交付先（令和3年度）
【外国人介護人材受入環境整備事業】（生活困窮者就労準備支援事業費等補助金）		
介護技能評価試験等実施事業	特定技能1号外国人の送り出し国及び日本国内において、介護技能評価試験及び介護日本語評価試験を実施	プロメトリック株式会社
外国人介護人材受入促進事業	海外において日本の介護をPRし、就労を希望する特定技能1号外国人を確保することを目的に、現地説明会の開催やWEB・SNSを利用した情報発信を実施	株式会社エスピー・リング東京
外国人介護人材受入支援事業	地域の介護施設等で就労する外国人介護人材の介護技能を向上するため、集合研修や研修講師の養成、外国人の技術指導等を行う職員を対象にした研修等を実施	都道府県・指定都市・中核市（民間団体へ委託可）
介護の日本語学習支援等事業	外国人介護人材が、介護の日本語学習を自立的に行うための環境整備を目的に、介護の日本語WEBコンテンツの開発・運用や介護の日本語等に関する学習教材の作成、技能実習指導員を対象にした講習会の開催等を実施	公益社団法人日本介護福祉社会
外国人介護人材相談支援事業	外国人介護人材の介護業務の悩み等に関する相談支援の実施や、外国人介護職員の交流会の開催支援、特定技能外国人の受入施設への巡回訪問等を実施	公益社団法人国際厚生事業団（JICWELS）
【EPA介護福祉士候補者への支援】（※1）衛生関係指導者養成等委託費、（※2）生活困窮者就労準備支援事業費等補助金）		
外国人介護福祉士候補者等受入支援事業（※1）	就労前の「介護導入研修」や受入施設への巡回訪問、就労・研修に係る相談・助言等を実施	公益社団法人国際厚生事業団（JICWELS）
外国人介護福祉士候補者学習支援事業（※2）	就労・研修に必要な専門知識等を学ぶ集合研修、介護分野の専門知識に関する通信添削指導、資格を取得できず帰国した者の母国での再チャレンジ支援等を実施	公益社団法人国際厚生事業団（JICWELS）
外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業（※2）	受入施設が行う就労中の介護福祉士候補者の日本語学習や介護分野の専門的知識の学習、学習環境の整備、また、喀痰吸引等研修の受講費用、研修を担当する者の活動に要する費用等を補助	都道府県（間接補助先：介護福祉士候補者の受入施設）
【外国人留学生及び特定技能1号外国人の受入環境整備事業】（地域医療介護総合確保基金）		
外国人留学生への奨学金の給付等に係る支援事業	留学生に対して奨学金の給付等の支援を行う介護施設等に対し、当該支援に係る経費を助成	都道府県（団体委託可、市町村への補助も可）
外国人留学生及び特定技能1号外国人のマッチング支援事業	マッチング支援団体が送り出し国において特定技能就労希望者等に関する情報収集を行うとともに、現地（海外）での合同説明会の開催等のマッチング支援を実施	都道府県（団体委託可、市町村への補助も可）
【外国人介護人材受入施設等環境整備事業】（地域医療介護総合確保基金）		
外国人介護人材受入施設等環境整備事業	日本人職員、外国人介護職員、利用者等の相互間のコミュニケーション支援、外国人介護人材の資格取得支援や生活支援の体制強化、介護福祉士養成施設における留学生への教育・指導の質の向上に資する取組等に対する費用を助成	都道府県（市町村への補助も可）

連 絡 事 項

第 1 福祉・介護人材確保対策等について

1 福祉・介護人材確保対策の推進

(1) 介護人材確保の方向性（参考資料 1 参照）

2021(令和3)年7月に公表した「第8期介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数」は、市町村が推計した第8期介護保険事業計画の介護サービス見込み量等に基づき、都道府県が必要となる介護職員数を推計したものを取りまとめたものであるが、これによると、2023(令和5)年度末には約233万人、2025(令和7)年度末には約243万人が必要と見込んでいる。すなわち、2019(令和元)年度の介護職員数211万人に加えて、2023(令和5)年度末までに約22万人、2025(令和7)年度末までに約32万人の介護職員を確保する必要があると見込んでいる。

この推計結果によると、2025(令和5)年度までの間、毎年約5.3万人の介護人材の確保が必要となるが、新型コロナウイルス感染症の影響により、全職業の有効求人倍率が低下している一方で、介護関係職種の有効求人倍率は3.89倍(2021(令和3)年12月)と依然として高い水準にある。また、今後、労働力人口が減少していくことを考慮すると、介護分野での人材確保が一段と厳しくなることが想定され、これまで以上に取組を強化していく必要がある。

介護人材確保の目指す姿については、「まんじゅう型」から「富士山型」への構造転換が示されており(平成27年2月福祉人材確保専門委員会報告書)、労働力人口が減少する中で、必要な介護人材を確保するには、介護福祉士を目指す学生を増やす取組や、多様な人材の参入促進や働きやすい環境の整備、人材育成の支援など総合的に取り組むことが必要である。

このため、令和3年度補正予算や令和4年度予算(案)において、新たな施策や既存施策の充実など、福祉・介護人材の確保を推進していくために必要な予算を計上しているところである。各都道府県においては、こうした施策を積極的に活用するとともに、引き続き、介護福祉士修学資金貸付事業や離職した介護人材の再就職準備金貸付事業、地域医療介護総合確保基金などを活用することにより、総合的・計画的に取り組まれた

い。

(2) 都道府県の役割

都道府県においては、管内の雇用情勢を踏まえ、介護人材の需給状況や就業状況を把握するとともに介護人材に対する研修体制の整備、経営者や関係団体等のネットワークの構築など、広域的な視点に立って、市町村単位では行うことが難しい人材確保の取組を進めていく役割がある。

また、介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数における各都道府県の需給状況を踏まえ、地域医療介護総合確保基金等を活用しつつ、事業ごとの実施状況を把握し、事後評価を行うことで施策を充実・改善していく PDCA サイクルの確立により、中長期的な視野をもって介護人材の確保に向けた取組を進めることが重要である。

このため、「介護保険事業(支援)計画の進捗管理について」(平成30年7月30日厚生労働省老健局介護保険計画課長通知)において、「介護保険事業(支援)計画の進捗管理の手引き」内で人材の確保に係る PDCA サイクルの取組例が示されており、具体的には、「取組と目標に対する自己評価シート」を掲載し、介護人材の確保に係る定量的な目標設定や当該目標の達成状況の点検・評価の実施の具体例を示しているため、各都道府県においては、同手引きを活用のうえ、進捗管理を適切に行われたい。

(3) 介護福祉士修学資金等貸付事業について(参考資料2参照)

介護福祉士修学資金等貸付事業は、今後、必要となる介護人材等を着実に確保していくため、介護福祉士養成施設に通う学生に対して修学資金の貸付等を実施し、地域の福祉・介護人材の育成及び確保並びに定着を支援することを目的としている。

現在、少子高齢化の進展や慢性的な人手不足である状況に加え、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、感染防止対策や利用者が感染した場合の対応等によって、介護施設等における業務が増大していることから、更なる介護人材の確保・定着を図るため令和3年度補正予算において、介護福祉士修学資金等貸付事業における貸付原資を計上(9.3億円)し、本事業が安定的に継続できるよう対応を行った。

各都道府県においては、介護福祉士養成施設に入学する外国人留学生を含め、介護福

社士の資格取得を目指す者や介護職に再就職する者等への支援に向け、都道府県社会福祉協議会などの関係団体や労働関係部局と緊密に連携を図り、適切かつ着実に実施されるよう引き続き取り組まれない。なお、本事業の執行に当たっては、都道府県毎の直近の実績を踏まえながら計画的な配分を行うこととしているので、協議に際しては、執行実績や傾向を十分に考慮して、所要額を計上するよう、配慮されたい。

(4) 介護の仕事の魅力向上・理解促進に向けた取組(参考資料3)

介護人材の確保・定着を進めていくためには、「介護の仕事」についての理解促進を図ることにより、多くの国民が「介護の仕事」に対して魅力を感じる機運を醸成していくことが重要と考える。

国においては、令和元年度から「介護のしごと魅力発信等事業」(以下「魅力発信等事業」という。)を実施しているところであるが、令和4年度においては、民間事業者による全国的なイベント、テレビ番組、新聞記事、SNSを活かした取組等を通じて全国に向けた発信を行うことに加え、都道府県が実施する、地域の社会資源や人口構成等の実情に応じた介護の仕事の魅力発信や求職者が就職相談のできる場所や活用できる支援施策等の周知などの取組(下記(5)-イ参照)との有機的な連携を図ることで、介護の仕事に関する国民的理解の促進に向けた実効性のある取組を推進していくこととしている。

(5) 地域医療介護総合確保基金を活用した都道府県の取組の推進(参考資料4)

2015(平成27)年度から、消費税財源を活用し、地域の実情に応じた総合的・計画的な介護人材確保対策を推進するため、地域医療介護総合確保基金を活用した、介護人材の「参入促進」、「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」を図るための多様な取組を支援しているところであり、令和4年度予算(案)においても、137億円(国費)を確保しているため、下記の新規メニューをはじめとして、積極的な活用をお願いする。

新規メニューの創設等について

ア 「介護助手」等の普及を通じた介護現場での多様な就労の促進

都道府県福祉人材センターに「介護助手等普及推進員（仮称）」を配置し、市町村福祉部局や市町村社会福祉協議会等を巡回して周知活動を行い、介護助手等希望者の掘り起こしを行うとともに、介護事業所への介護助手等の導入の働きかけを行うことにより、都道府県福祉人材センターの各地域における活動を強化するものである。

本事業の取組に際して、「介護助手等普及推進員（仮称）」を配置して実施する場合、当該配置に要する費用について地域医療介護総合確保基金を活用することができるため、各都道府県においては、必要な措置を講じるようお願いする。

なお、本事業の実施に当たっては、令和3年度から地域医療介護総合確保基金のメニューとなっている「介護現場における多様な働き方導入モデル事業」と併せて実施することも有効であると考えられることから、必要に応じて活用されたい。

イ 地域における介護のしごと魅力発信事業（名称変更）

これまで福祉・介護の魅力発信は、国においては魅力発信等事業として、都道府県においては、地域医療介護総合確保基金における「地域住民や学校の生徒に対する介護や介護の仕事の理解促進事業」（以下「理解促進事業」という。）として、それぞれ実施してきたところであるが、令和4年度から、「理解促進事業」を「地域における介護のしごと魅力発信事業」とし、国が実施する魅力発信等事業との有機的連携を図ることにより、国民に対する介護の魅力向上や理解促進に向けた取組を一層推進し、介護職の社会的評価の向上及び多様な人材の参入促進・定着を図っていくこととしたい。

「理解促進事業」は、今年度までも多くの都道府県において実施されているところであるが、引き続き「地域における介護のしごと魅力発信事業」として実施を図るとともに、新規事業の創設や既存事業の充実等、事業の更なる展開について検討されたい。

魅力発信等事業との具体的な連携方法については、現在、国が公募中である魅力発信等事業の実施過程において順次示すこととしているので、了知されたい。

地域の関係主体の協議の場の活用について

福祉・介護人材の確保に向けて、地域医療介護総合確保基金等を活用した事業を、より一層、実効性あるものとするためには、個々の事業・セクション・主体の連携を図り、それぞれの関係主体が方向感と目標を共有し、取組を進めることが重要である。

また、取組を進めるに当たっては、都道府県ごとに中期的な施策の方向性、定量的な目標を明確にすることにより、PDCA サイクルを確立することが重要である。目標設定に当たっての指標は、基本的な事項を全国統一的に設定しており、追って、各都道府県から目標の設定状況について、令和3年度の目標の達成状況及び令和4年度の目標設定の報告を求める予定である。

都道府県ごとの目標設定等に当たっては、地域の多様な関係主体との連携を図るため、都道府県ごとに地域医療介護総合確保基金等を活用して設置している協議の場を積極的に活用し、都道府県労働局・介護労働安定センターなどの労働関係機関、教育委員会・学校などの教育関係機関に加え、地域の経済団体や企業等にも広く参加を求めるなど、地域が一丸となって、効果的・効率的な人材確保に取り組まれない。

介護に関する入門的研修の実施からマッチングまでの一体的支援事業の推進について

介護未経験者の介護分野への参入のきっかけを作るとともに、介護分野で働く際の不安を払拭するため、介護に関する入門的研修を実施し、研修受講後のマッチングまでの一体的な支援に必要な経費に対して助成を行っているところであり、本事業への積極的な取組をお願いします。

特に介護に関する入門的研修は、教員の介護現場への理解の推進や介護に関する指導力の向上等のため活用されることが期待されるため、「介護に関する入門的研修に係る協力依頼について」(平成30年7月12日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室事務連絡)により、文部科学省初等中等教育局教育課程課及び児童生徒課産業教育振興室に対して、同研修の周知について協力依頼を行ったところ

である。学校教育における介護に関する教育については、学習指導要領に基づき、中学校技術・家庭科家庭分野、高等学校家庭科及び福祉科等において指導が行われているところであるが、令和3年度から始まった新しい中学校学習指導要領及び令和4年度から始まる新しい高等学校学習指導要領においても、介護に関する内容がそれぞれ充実されていることを踏まえ、各都道府県において、教育委員会等と十分連携のうえ、本研修の受講を促進するようお願いする。

また、「介護に関する入門的研修についての協力依頼について」（平成30年8月29日厚生労働省社会・援護局長通知）により、一般社団法人日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会に対して、退職前セミナーの実施の際に従業員に対して介護に関する入門的研修の参加を呼びかける等、協力依頼を行っている。各都道府県においても、同通知の趣旨を踏まえ、地域の経済団体等に協力の働きかけを行うなど積極的に取り組まれない。

人材育成等に取り組む事業所の認証評価制度実施事業の推進について

人材育成等に取り組む事業所の認証評価制度については、事業所自らが行っている人材育成や人材確保に向けた取組の「見える化」を図ることにより、働きやすい環境の整備を進め、業界全体のレベルアップとボトムアップを推進するとともに、介護職を志す者の参入や定着の促進に資するものと考えている。

地域医療介護総合確保基金では、事業所の認証評価制度の運営に要する経費として、評価基準の設計や評価事務、事業の周知などに係る費用を支援しているところであり、「人材育成等に取り組む介護事業者の認証評価制度の実施について」（平成31年4月1日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）を踏まえ、積極的に取り組んでいただくとともに、都道府県内全域で認証取得を目指す機運が高まるよう、管内自治体、関係機関、関係団体等に周知されたい。

キャリアアップ支援について

「介護人材に求められる機能の明確化とキャリアパスの実現に向けて」（平成29年10月4日社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会報告書。以下「報告書」

という。)の中では、介護職のチームによるケアを推進し、ケアの質や介護福祉士の社会的評価の向上に向け、一定のキャリアを積んだ介護福祉士をチームリーダーとして育成する必要性について指摘されている。

公益社団法人日本介護福祉士会においては、報告書を踏まえ、厚生労働省の補助事業として、「リーダー業務に従事し始めた介護福祉士を対象としたチームリーダー研修ガイドライン」、「介護人材の機能分化促進に向けたチームリーダーとなる介護福祉士の育成に係る研修ガイドライン」を取りまとめている。これらのガイドラインに基づく研修については、地域の介護施設等でリーダーを担う介護福祉士を育成し、チームの課題等を認識し、その解決に取り組む課題解決力の向上に有用であることから、地域医療介護総合確保基金の「多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業」を活用し、職能団体等とも協力しつつ取り組まれない。

さらに、介護福祉士の更なるキャリアアップの取組として、認定介護福祉士の育成が行われている。認定介護福祉士の仕組みについては、資格取得後の展望を持てるようなステップアップの仕組みとして構想されたものである。このように、職能団体等が実施している様々な研修等の取組は、資格取得後のキャリアアップにつながることから、地域医療介護総合確保基金を積極的に活用し、職能団体等とも協力して取り組まれない。

介護人材の確保・参入促進について

介護人材については、慢性的な人手不足である状況を踏まえ、より幅広く新たな介護人材を確保する必要があることから、令和3年度より、「介護分野就職支援金貸付事業」を開始し、他業種で働いていた方等が就職の際に必要な経費に係る就職支援金の貸し付けを実施し、介護分野における介護職への参入促進を支援しているところである。

また、若者の介護分野への参入促進、地域の介護人材の育成及び確保並びに定着を支援するため、福祉系高校に通う学生に対する返済免除付き貸付事業「福祉系高校修学資金貸付事業」も令和3年度から開始したところである。なお、本事業は前述の生活困窮者就労準備支援事業費等補助金における「福祉系高校修学資金等貸付事業」と

一体的に実施することとしている。

両事業の実施に当たっては、都道府県社会福祉協議会及び関係部局等と十分に連携し適切かつ着実な事業実施に取り組まれない。

(6) 雇用と福祉の連携による離職者への介護・障害分野への就職支援について(参考資料5参照)

令和3年度から、都道府県福祉人材センターと都道府県(人材開発主管部局)、都道府県労働局及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の連携強化による就職支援のため、福祉人材センター主管部局や福祉人材センターにおいて、介護分野等の公的職業訓練についての周知や職業訓練における職場見学等の受入先確保のための調整を行っているところであるが、令和4年度予算(案)においても、これらの取組に必要な経費を計上しているため、引き続き、適切かつ着実に実施されるよう、願います。

(7) 喀痰吸引等制度の円滑な実施について

研修機会の確保について

医療的ニーズに対応するため、喀痰吸引等の医療的ケアを行うことができる介護人材の養成が期待されている。

そのため、喀痰吸引等研修については、地域医療介護総合確保基金の活用により、その実施のための経費に対する補助や、新規に登録研修機関を開設する際の初年度経費に対する助成を行うことを可能としており、この仕組みを活用されたい。

併せて、受講希望者が居住する都道府県内において登録研修機関が少ないために他の都道府県での受講を余儀なくされることのないよう、各都道府県におかれては、管内の研修受講ニーズ等の把握に努められたい。

また、喀痰吸引等研修の実施に当たっては、実地研修先に医療機関を認めることが可能であるにも関わらず、これを介護施設等に限り、医療機関での実施を認めない運用としている例があるとの声もある。

喀痰吸引等研修の受講を希望する者に対する研修機会の確保や適切な運用のため、関連法令等を確認し、都道府県及び登録研修機関における研修実施体制の整備

- ・構築を図り、研修受講機会の確保に引き続きご尽力願いたい。

指定都市等への情報提供について

指定都市、中核市及び市町村が介護保険法等に基づき介護サービス事業者等に対し指導監督を行う際、当該事業者の職員情報として喀痰吸引等を行うことができる介護福祉士や認定特定行為業務従事者の情報を都道府県に求めた場合には、必要に応じてこれらの情報を必要な範囲で都道府県から指定都市等に提供するなど、自治体における個人情報保護条例等に留意しつつ、適宜連携を図りながら効率的な指導監督に努められたい。

2 被災地における福祉・介護人材の確保（参考資料6参照）

福島県相双地域等（ ）は、東日本大震災による甚大な被害や東京電力福島第一原子力発電所事故により、福祉・介護人材を含む多くの住民が避難を余儀なくされており、それを背景とした深刻な福祉・介護人材不足が続いている状況である。

相双地域（相馬市、南相馬市、新地町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楡葉町、飯館村、葛尾村、川内村）並びにいわき市及び田村市

このため、広域的な人材確保を図るため「被災地における福祉・介護人材確保事業」を創設し、福島県外から相双地域等の福祉・介護に従事しようとする者に対する奨学金の貸与（一定期間従事した場合に返還免除）や住まいの確保を支援してきた。

しかしながら、相双地域等における介護分野の有効求人倍率は、震災前の有効求人倍率を大きく上回っている状況が続いており、住民の帰還を進めていく上で、介護サービスの提供体制を整える必要がある。

特に、若者の参入促進や即戦力となる中堅職員の確保を図るため、令和3年度から、相双地域等から福島県内外の養成施設に入学する者への支援や相双地域の介護施設等において就労した中堅介護職員等に対する新たな支援を実施しているところであるが、引き続き、これらの取組を行って行くために必要な経費として、東日本大震災復興特別会計に1.5億円を計上している。

本事業をより多くの方にご活用いただくためには、福島県外の方に本事業を積極的に

広報し、多くの方に知っていただくことが重要であることから、各都道府県におかれては、当該事業について管内市町村や関係団体等に幅広く周知いただくなど、取組へのご協力を引き続きお願いする。

3 社会福祉士・介護福祉士資格について

(1) 社会福祉士養成における新カリキュラムについて

令和2年3月に改正した社会福祉士養成課程の新カリキュラムについては、養成施設の修業年限に応じて順次施行することとなり、4年制の福祉系大学においては令和3年度から新カリキュラムによる履修が開始されたところ。

なお、令和6年度の第37回社会福祉士国家試験（令和7年2月実施予定）から新カリキュラムに沿った出題内容に切り替える予定としており、これに向けた検討会を令和3年7月から開催し、令和4年1月17日に報告書を取りまとめたところ。

養成施設の指定権者である各都道府県においては、修業年限に応じて適切かつ円滑に新カリキュラムによる履修が開始されるよう、管内社会福祉士養成施設等への周知等に努めていただくようお願いする。

(2) 介護福祉士国家試験受験に係る実務経験証明書について

介護福祉士国家試験における実務経験の確認方法については、実務経験証明書により行うものとされているが、事業所の廃止や統廃合等により、受験希望者が実務経験証明書を手に入れることができない事例が発生している。このような事例については、介護福祉士試験の指定試験機関である公益財団法人社会福祉振興・試験センターにおいて、従前より、受験申込者から 施設（事業）種類、職種、従業期間、業務従事日数が確認できる書類（閉鎖登録簿謄本、給与明細書、雇用契約書、勤務表等）により、実務経験の確認を行っているが、本来は実務経験証明書により行うものであるため、従業者の離職（退職・事業者の廃業）時に、従業者に対し法定の「在職証明書」に加え、国家試験受験の際に必要な所定の実務経験証明書の交付についてご協力をいただけるよう、管内社会福祉施設・事業所等に対してあらためて周知をお願いする。なお、試験センターのホームページ上で、所定の実務経験証明書の作成や書式の印刷が可能とな

っているので、併せて周知をお願いする。

また、実務者研修の指定事業者についても、これらが廃業した場合など、研修の修了を証することが困難となり、受験希望者に不利益が生じることがあるため、研修修了者情報の管理について適切な方策を講じていただくようお願いする。

4 その他の福祉・介護人材確保の推進

(1) 「介護の日」について

厚生労働省では、介護についての理解と認識を深め、介護サービス利用者やその家族、介護従事者等を支援するとともに、これらの人たちを取り巻く地域社会における支え合いや交流を促進することを目的として、毎年11月11日を「介護の日」と定め、介護に関する啓発を重点的に実施している。

また、「介護の日」に関連して行われる様々な活動との連携を通じて、福祉・介護サービスに対する一層の周知啓発を図るため、「介護の日」の前後2週間(11月4日から11月17日まで)を「福祉人材確保重点実施期間」としている。

各都道府県におかれては、来年度以降も、管内の市町村や関係団体等との緊密な連携を通じて、政策効果の高いものとなるよう配慮しつつ、様々な啓発活動を行っていただくよう、ご協力願いたい。

(2) 福祉人材情報システム(福祉のお仕事)の機能向上について(参考資料7参照)

福祉人材情報システムは、インターネットによる職業紹介機能(求職登録、求人登録、紹介依頼・応募、採否登録等)や届出機能(介護福祉士・保育士の届出登録及び管理)等を備え、求人事業所、求職者、届出者、都道府県福祉人材センター・バンクが利用しているものであるが、今般、ユーザーの利便性向上、事業所情報や求人情報等の情報提供機能の充実、セキュリティ対策の強化等のための大規模改修を行い、令和4年4月から稼働予定であるので、機能向上した福祉人材情報システムの積極的な活用により、各都道府県福祉人材センターの取組を、より一層強化するよう努められたい。

(3) 離職した介護福祉士等の都道府県福祉人材センターに対する届出について

社会福祉法第 95 条の 3 に規定される届出については、離職した介護福祉士の再就業を促進するため、その所在等を明らかにし、効果的な支援を行う観点から、離職した介護福祉士について、都道府県福祉人材センターに対し、氏名・住所等を届け出ることを努力義務としたものであり、届出システムにより、円滑な届出の実施や離職した介護福祉士に対する情報提供を行っている。

当該届出制度は、いわゆる潜在介護福祉士等の復職に直結する仕組みであるため、各都道府県においては、当該届出制度について、改めて管内の関係団体や社会福祉事業等を実施する事業者等への積極的な周知徹底をお願いする。

(4) 日本社会事業大学における福祉・介護人材の養成

専門職大学院について

日本社会事業大学は、厚生労働省から委託を受けて、指導的福祉人材の養成を行っている福祉の単科大学であり、現在、社会福祉学部（2 学科）、大学院（博士前期・後期課程）、専門職大学院（福祉マネジメント研究科）及び社会福祉主事養成課程等の通信教育科を設置している。

社会福祉事業従事者に対する各種講座の開催

日本社会事業大学では、清瀬キャンパス（東京都清瀬市）及び文京キャンパス（東京都文京区）において、福祉・介護分野等の職員の資質向上を図るための「リカレント講座」を実施している。各都道府県等におかれては、職員の派遣方についてお願いするとともに、管内の市町村及び関係団体等への周知をお願いする。（令和 3 年度の実施内容は、日本社会事業大学ホームページ「リカレント講座」を参照。）

URL : <http://www.jcsw.ac.jp/faculty/s-daigakuin/recurrent/index.html>

地域共生社会に向けた分野横断的な社会福祉研修事業

令和 2 年度から、日本社会事業大学において、生活困窮、児童虐待、ひきこもりなどの複合的な課題を抱える方々の増加に対応し、複雑化する地域の福祉課題を解決するための中核となる人材を育成するための研修を実施している。

地方公共団体の福祉専門職や管理職を主な対象とし、地域共生社会の実現に不可欠なソーシャルワークの視点を取り入れた分野横断的な研修を行っており、来年度の事業の詳細は、おって日本社会事業大学のホームページに掲載される予定であるので、職員の派遣と管内市町村への積極的に周知願いたい。

URL : https://www.jcsw.ac.jp/about/gakuchoushitsu/kenshu_centre.html

第2 外国人介護人材の受入れについて

外国人介護人材の受入れについては、EPA（経済連携協定）、在留資格「介護」、技能実習、特定技能によるものがあり、それぞれの制度趣旨に沿った受入れを進めている。

（参考資料14参照）なお、今後も引き続き、政府の出入国に関する新型コロナウイルス感染症対策の状況等も見据えながら、外国人介護人材の受入促進を図っていく。

（1）EPA（経済連携協定）に基づく外国人介護福祉士候補者の受入れについて（参考資料15～17参照）

ア EPA 介護福祉士候補者に対する学習支援

インドネシア、フィリピン、ベトナムの3カ国から、EPA 介護福祉士候補者を受け入れており、その在留者数は3,638名（うち資格取得者705名）となっている（令和4年1月1日時点）。

EPA 介護福祉士候補者は、各地の介護施設等において就労しながら、国家試験合格を目指しており、意欲と能力のある者が、一人でも多く介護福祉士国家試験に合格できるよう、次に掲げる様々な支援を行っている。

（ ）外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業

外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業については、令和4年度より、以下のとおり基準額の変更を予定しているので、ご理解いただくようお願いする。交付要綱等は追って正式にお示しする。

・受入れ施設が行う EPA 介護福祉士候補者の日本語学習や介護分野の専門学習、学習環境の整備のための経費についての補助（定額：候補者1人当たり年間23.5万円以内 17.5万円以内）。

・受入れ施設の研修担当者の活動に対する経費についての補助（定額：1受入れ施設当たり8万円以内 6万円以内）。

・EPA 介護福祉士候補者の医療的ケアの学習に係る経費についての補助（定額：候補者1人当たり年間9.5万円以内 7.5万円以内）。

() 外国人介護福祉士候補者学習支援事業

受入れ施設における継続的な学習を支援するため、日本語や介護分野の専門知識・技術等を学ぶ集合研修、入国2年目以降のEPA介護福祉士候補者に対する通信添削指導や、介護福祉士国家試験に合格できずに帰国した者に対する模擬試験の実施等の再チャレンジ支援を行っている。

なお、本事業については、厚生労働省の補助事業として実施するが、実施主体については、公募の手続きを行い選定することとしている。

イ 令和4年度の受入れスケジュール

新型コロナウイルス感染症に関する水際対策等の影響を受け、令和2年度及び3年度の受入れについては、EPA介護福祉士候補者の入国が大幅に遅れ、令和2年度は、ベトナムは令和2年11月、インドネシアは令和2年12月、フィリピンは令和3年5月に入国済み、令和3年度は、インドネシアは令和3年8～9月、ベトナムは令和3年9月、フィリピンは令和3年10月に入国済みとなっている。

令和4年度においても、例年同様、インドネシア、フィリピン、ベトナム、それぞれ最大300名の受入れ枠()となっており、受入れ調整機関である公益社団法人国際厚生事業団において、受入れ施設の募集及び受入れ施設とEPA介護福祉士候補者とのマッチング等を行っているところである。

「経済財政運営と改革の基本方針2018」(平成30年6月15日閣議決定)を踏まえて、介護については、受入れ最大人数である300名に達し、かつ訪日前後日本語研修免除となる者がいる場合には、円滑かつ適正な受入れを行える体制を考慮しつつ、これを受入れ最大人数を上回って受け入れるとされている。

全体的なスケジュールについては流動的であるが、今後、EPA介護福祉士候補者は、母国での日本語研修を経て、令和4年度上半期にかけて入国し、訪日後日本語研修を受講する予定である。

(2) 在留資格「介護」による受入れについて (参考資料18参照)

介護福祉士の国家資格を取得した留学生の在留資格「介護」について、出入国在留管

理庁では、「新しい経済対策パッケージ」（平成 29 年 12 月 8 日閣議決定）において、介護分野における技能実習等による 3 年以上の実務経験に加え、実務者研修を受講し、介護福祉士の国家試験に合格した外国人に在留資格「介護」を認めるなど、介護分野での外国人人材の受入れに向けた国内外の環境整備を図ることとされたことを受け、出入国管理及び難民認定法第 7 条第一項第二号の基準を定める省令の一部を改正し、令和 2 年 4 月 1 日より施行している。現在の在留者数は、3,064 人（令和 3 年 6 月末時点）となっている。

（3）技能実習制度（介護職種）による受入れについて（参考資料 19～21 参照）

（ア）関連通知等の改正について

「「介護職種について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等」について」（平成 29 年 9 月 29 日社援発 0929 第 4 号・老発 0929 第 2 号厚生労働省社会・援護局長・厚生労働省老健局長通知）等について、次のとおり改正を行い、既に周知しているところであるが、あらためて了知されたい。

（改正概要）

入国後講習の時間数の免除にかかる改正

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、入国後講習に必要な総時間数を短縮する旨の特例措置を講ずる旨の取扱いを示した（その後、令和 4 年 7 月 31 日まで延長）。

日本語能力要件に関する介護のための日本語テストの追加に係る改正

「介護職種について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等」（平成 29 年厚生労働省告示第 320 号。）第 1 条第 1 号イ及びロに規定する「その他これと同等以上の能力を有すると認められる者」について、「介護のための日本語テスト（内閣官房が開催する、介護人材に求められる日本語能力の確認のためのテストの運用・審査に関する検討会において認定を受けた事業者が実施する、介護のための日本語テストをいう。）に合格している者」を追加す

べく改正を行うもの。

加えて「技能実習制度運用要領 - 介護職種の基準について - 」については、次のとおり改正を行い、外国人技能実習機構理事長宛に通知しているため、了知されたい。

(改正概要)

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い日本語試験を受験できない者への対応等に係る改正

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い日本語試験を受験できない者への対応に係る改正

技能実習計画の認定申請に当たっては、申請書に加えて、日本語試験の合格証明書の提出が必要であり、提出できない場合は、合格証明書の提出を猶予するための申告書を提出することとなっているが、新型コロナウイルス感染症の影響等により、海外では日本語試験が開催されず、受験できない場合があることを踏まえ、申告書の様式において、日本語試験を未受験でも技能実習計画の認定申請が可能であることを明確化するため改正を行うもの。

介護日本語能力テストの記載追加に係る改正

介護のための日本語テストとして、内閣官房が開催する、介護人材に求められる日本語能力の確認のためのテストの運用・審査に関する検討会において認定を受けた「介護日本語能力テスト」(株式会社ショウイン及び一般社団法人外国人日本語能力検定機構(JLCT)が実施するもの)に関する記載を追加する改正を行うもの。

技能実習生の住環境の向上に向けた取組を追加する改正

技能実習制度運用要領において、3号技能実習生の受入れや受入れ人数枠の増加等の優遇措置の対象となる優良な実習実施者の認定要件のうち、「技能実習生の待遇」に関する事項に関して、技能実習生の住環境の向上に向けた取組(個室の確保や感染症対策の実施等)を追加する一部改正が行われたことに伴い、介護職種における優良な実習実施者の認定要件において、「技能実習生の待遇」に関する事項は、本体と共通項目であることから、同様に技能実習生の住環境の向上に向けた取組を

追加する改正を行うもの。

実習実施者の優良要件の旧配点適用期間終了に伴う改正

実習実施者の優良要件の旧配点適用期間終了に伴い、運用要領の優良要件適合申告書等について改正を行うもの。

(イ) 「技能実習生受入れ円滑化のためのガイドブック(仮)」について

令和3年度老人保健健康増進等事業「介護分野における技能実習制度の実態等に関する調査研究」(みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社)においては、技能実習制度の介護職種の追加から3年以上経過し、監理団体や実習実施者は技能実習修了後を見据えながら実習の在り方を検討する時期を迎え、技能実習生の介護職員としてのキャリアアップや実習修了後の活躍を見据えた実態把握を行っており、技能実習生を受け入れる事業所・施設に対し、実習修了後を見据えた進路の検討や在留資格移行における検討に資するよう、適切な支援、育成、マネジメント等に資する情報を提供するためのガイドブックを作成することとしている。令和4年4月以降に実施主体のホームページ等で掲載予定であり、追って情報提供するため、適宜、周知等のご協力をお願いします。

(4) 特定技能による受入れについて (参考資料 22～30 参照)

受入れ実績等について

人手不足に対応し、一定の専門性・技能を有する外国人を受け入れていくために創設された在留資格「特定技能」では、介護分野においても特定技能1号の在留資格で外国人介護人材の受入れを進めている。

介護分野において特定技能1号の在留資格で受け入れる外国人は、一定の技能水準と日本語能力水準が求められている。具体的には、技能水準については「介護技能評価試験」に合格すること、日本語能力水準については「日本語基礎テスト」又は「日本語能力試験(N4以上)」に加え、「介護日本語評価試験」に合格することが必要である。なお、介護分野の第2号技能実習を良好に修了した者については、特定技能1号への移行に当たり、これらの試験を免除される。また、これらの試験の合格と同等以上の水準

と認められるものとして、介護福祉士養成施設を修了した者及びE P A介護福祉士候補者としての在留期間(4年間)を満了した者についても、特定技能1号への移行に当たり、これらの試験が免除される。

介護技能評価試験及び介護日本語評価試験を順次実施しているところであり、これまでに、フィリピン(マニラ、セブ、ダバオ)、インドネシア(ジャカルタ、スラバヤ、バンドン、ジョグジャカルタ、メダン、スマラン)、モンゴル(ウランバートル)、ネパール(カトマンズ)、カンボジア(プノンペン)、ミャンマー(ヤンゴン)、タイ(バンコク)、国内(47都道府県)で試験を実施しているが、令和4年1月よりインド(グルガオン)及びスリランカ(コロンボ)にて試験を開始しており、この他、ウズベキスタンでの開催も年度内の実施を視野に入れて検討している。具体的な予約方法や試験実施スケジュール等の詳細については、厚生労働省ホームページからリンクしている、試験実施主体のプロメトリック株式会社のホームページにてご確認いただくようお願いする。引き続き、海外では、上記の国に加え、ベトナムなど、独立行政法人国際交流基金の日本語基礎テストの実施環境等が整った国での試験実施を検討している。

(掲載先) https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_000117702.html

また、令和3年12月31日現在、介護技能評価試験の受験者数は40,542名(うち合格者数は27,101名)、介護日本語評価試験の受験者数は36,448名(うち合格者数は28,687名)となっている。

海外に向けた日本の介護のPR等の取組について

「外国人介護人材受入促進事業」(実施主体：株式会社エスピーリング東京)については、海外で日本の介護をPRすること等により、特定技能1号外国人として日本の介護現場において就労を希望する人材を確保し、特定技能外国人の受入れが円滑に進むようにすることを目的としている。

昨年度に引き続き、令和3年度においても、WEBサイト「Japan Care Worker Guide」において、「介護の仕事」や「日本の魅力」、「特定技能制度」等のトピックに関する説明動画や記事を掲載するほか、Facebook及びYouTubeチャンネルを開設し、日本での生活や介護の仕事への興味喚起を目的とした投稿などを行っている。また、海外におけるオンラインセミナーの開催等により、海外への情報発信を行っている。令和3年度

においては、インドネシア・モンゴル・ベトナム・フィリピン・タイ・スリランカ・カンボジアを対象に、現地語によるオンラインセミナーを開催した(バングラデシュは動画配信のホームページ掲載のみ)。

「Japan Care Worker Guide」ホームページ <https://japancwg.com/>

特定技能による外国人の受入状況等に関する実態調査について

特定技能による受入環境の整備を更に推進するため、昨年度、法人や受入れ事業所における受入の準備や支援の実態、特定技能外国人本人の状況等の調査を行っているが、今年度は更に登録支援機関における支援の実態等を把握するために、令和3年度老人保健健康増進等事業「介護分野における特定技能制度の推進方策に関する調査研究事業」(実施主体：公益社団法人国際厚生事業団)において、アンケート調査及びヒアリング調査を実施している。

また、この調査結果も踏まえて、特定技能による外国人の受入れと定着を目的として、今年度は、特定技能外国人に対する教育や学習支援、受入れに当たっての法人の体制、登録支援機関における受入支援の取組内容等を内容とした、介護事業者向けのガイドブックを作成することとしている。

これらの調査結果及びガイドブックについては、令和4年4月以降に、実施主体及び厚生労働省ホームページ等にてお示しする予定である。

介護分野における特定技能協議会運営委員会の開催について

特定技能制度においては、制度所管省庁や業界団体等、業所管省庁などによって構成される特定技能協議会運営委員会を開催し、特定技能外国人の適正な受入れ及び保護に有用な情報を共有し、その構成員の連携の緊密化を図ることや、各地域の事業者が必要な特定技能外国人を受け入れられるよう、制度の趣旨や優良事例を全国的に周知等することとなっている。介護分野においては令和2年12月に開催したが、今年3月にも実施予定であり、資料等は追って共有させていただく予定である。

【参考】介護分野における特定技能協議会運営委員会(令和2年度第1回)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_000117702_00006.html

(5) 「外国人介護人材受入環境整備事業」の推進について (参考資料 31 ~ 44 参照)

在留資格「特定技能」の活用促進等により、今後増加が見込まれる外国人介護人材が国内の介護現場において円滑に就労・定着できるよう、「外国人介護人材受入環境整備事業」として以下の取組を通じて、その受入環境の整備を推進する。

ア 介護技能評価試験等実施事業

介護分野における特定技能 1 号外国人の送出しを行う国及び日本国内において、介護技能評価試験及び介護日本語評価試験を実施するもの

イ 外国人介護人材受入促進事業

海外からの外国人介護人材の受入れ促進を目的とした P R の取組を実施するもの

ウ 外国人介護人材受入支援事業

地域の中核的な受入施設等において、介護技能の向上のための集合研修等を実施するもの

エ 介護の日本語学習支援等事業

介護の日本語学習を自律的に行うための環境整備の推進するため、介護の日本語学習を支援するための WEB コンテンツの開発・運用等を実施するもの

オ 外国人介護人材相談支援事業

介護業務の悩み等に関する相談対応、交流会の開催支援、特定技能 1 号外国人の受入施設への巡回訪問等を実施するもの

なお、事業ごとの状況に関する特記事項としては、以下のとおりとなるので、各自治体におかれては特に留意されたい。なお、アについては(4) を、イについては(4) を参照のこと。

【ウ 外国人介護人材受入支援事業】

都道府県、指定都市、中核市が実施主体となり、介護の技能実習生や特定技能外国人の受入施設等が行う集合研修等に必要となる経費に対して補助するものであり、新型コロナウイルス感染症対策等として、「外国人介護人材受入支援事業」を活用して自治体の実施する「集合研修」について、オンライン研修の実施を可能としている。各都道府県、指定都市、中核市におかれては、外国人介護人材の受入れ状況に応じて、本事業

の積極的な活用をお願いします。ご参考までに、本事業の各自治体での活用状況についてお示しする。

なお、外国人介護人材受入支援事業については、令和4年度より基準額の変更(1自治体当たり 500 万円 300 万円)を予定しているので、ご理解いただくようお願いする。交付要綱等は追って正式にお示しする。

【エ 介護の日本語学習支援等事業】

自己学習のためのWEBコンテンツ「にほんごをまなぼう」については近年、事前テストの追加や継続的な学習支援の促進のための機能追加などの拡充を図るほか、今年度もさらなる利用促進のための動画作成を行い、着実にユーザー登録を増やしている。

また、各地方自治体において、今後、都道府県介護福祉士会等の関係団体や事業者団体との協働によるオンライン研修実施等の検討に資するよう、都道府県・指定都市・中核市向けに実施した、外国人介護人材に関する講習・研修の開催状況に関するアンケート結果の内容も踏まえ、技能実習指導員講習をはじめとし一定程度汎用性のあるものとして、オンライン研修教材(制度概要、介護技能の指導、日本語の指導等のコンテンツ等)・オンラインマニュアル(研修運営マニュアル及び研修参加マニュアル)の開発を行い、各都道府県・指定都市・中核市の外国人介護人材担当部署宛てにお送りしたところであり、今後の集合研修等の実施に当たって活用をお願いします。

なお、令和2年度の本事業において、外国人が介護現場で働く際に使用する介護福祉分野の専門用語を学ぶための「外国人のための介護福祉士専門用語集」、外国人介護人材が介護福祉士国家試験の合格を目指して学習する際に活用できる「外国人のための介護福祉士国家試験一問一答」を、英語・クメール語・インドネシア語・ネパール語・モンゴル語・ビルマ語・ベトナム語・中国語・タイ語の9か国語で作成している。成果物については、厚生労働省ホームページにも掲載しているので、適宜、必要な周知等をお願いします。

(掲載先) https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_000117702.html

【オ 外国人介護人材相談支援事業】

令和3年度については、以下のとおり実施したところである。

相談窓口について、日本語を含む全11言語により、介護現場での業務などに関する

る悩みについて、電話（フリーダイヤル）による相談サポートを実施。

交流会について、介護現場で働く外国人や養成施設などで介護の勉強をしている外国人等を対象に、介護技術を学ぶ内容も含め、オンラインにより開催。

介護分野における特定技能制度の説明動画を作成・公開。特定技能制度の概要だけでなく、試験や入国・在留申請手続の流れ、就労に必要な支援計画等に関するポイントを整理。介護分野における特定技能外国人受入れの機会の確保や制度理解の一助として活用が可能。

特定技能外国人の受入事例について、巡回訪問の機会等を活用しつつ情報収集。

（ 6 ） 地域医療介護総合確保基金を活用した外国人介護人材への支援の取組について（参考資料 45～47 参照）

外国人介護人材への支援に活用可能な地域医療介護総合確保基金の主なメニュー事業としては、以下のものがある。

「外国人留学生への奨学金の給付等に係る支援事業」（平成 30 年度～）

- 介護福祉士国家資格の取得を目指す留学生を支援するため、介護施設等による奨学金等の支給に係る経費の一部を助成する。

「外国人留学生及び特定技能 1 号外国人のマッチング支援事業」（平成 30 年度～）

- 介護福祉士養成施設と養成施設の留学希望者、また、介護施設等と特定技能による就労希望者等とのマッチングを適切に行うための経費を助成し、留学希望者や特定技能による就労希望者の円滑な受入支援体制の構築を図る。

「外国人介護人材受入れ施設等環境整備事業」（令和 2 年度～）

- 外国人介護人材が介護現場で円滑に就労・定着できるようにするため、介護施設等において外国人介護人材を受け入れるための環境整備等にかかる費用の一部を助成する。

「将来の介護サービスを支える若年世代の参入促進事業」（平成 30 年度～）

- 介護福祉士養成課程のカリキュラム外の取組として、留学生に対する日本語学習等の課外授業の実施に必要な経費に対して助成する。

なお、上記の事業以外にも、同基金の各事業を活用して外国人介護人材への支援を実

施することが可能である。各都道府県におかれては、円滑な外国人介護人材の受入れに向けて、同基金の積極的な活用をお願いする。ご参考までに、これらの事業の自治体での活用状況についてお示しする。

(7) その他の周知事項について (参考資料 48～57 参照)

外国人介護人材関連の自治体の取組事例について

外国人介護人材に関連する自治体での取組事例について、該当自治体(静岡県、京都府、広島県、神戸市、木更津市)のご協力を得て概要資料を取りまとめたので、外国人介護人材施策をより一層推進していただく上での、業務上の参考とされたい。

「外国人介護人材の質の向上等に資する学習支援等調査研究事業」について

外国人介護人材が増加傾向にある中で、介護福祉士養成施設を卒業する外国人留学生が介護福祉士国家試験に合格し、介護福祉士として活躍するためには、介護福祉士養成施設における外国人留学生への適切な学習支援が重要と考えられる。その中で、公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会が実施する標記事業において、昨年度に作成した留学生の学習支援のためのガイドラインに引き続き、今年度は、留学生の理解度や特性を踏まえた介護福祉士国家資格取得に向けた具体的な指導の在り方を調査検討し、「指導のポイント」を取りまとめることを予定している。成果物等については、追って令和4年4月以降にお示しする予定である。

「外国人介護人材の認知症介護基礎研修の学習支援に関する調査研究事業」について

令和3年度より認知症介護基礎研修の受講が義務づけられ、認知症介護基礎研修が対象となる初任介護従事者として相当数の外国人介護人材が含まれることが想定されるが、現在の研修内容は高度な日本語能力を必要とし、多言語には対応していない。今後増加する外国人介護人材の認知症介護に関する基礎知識の定着と介護技術の向上のため、国籍によらず受講しやすく、かつ効果的な研修環境の整備を行うことを目的として、日本語N4レベルを基準とした認知症介護基礎研修のEラーニング教材の改定を行うとともに、在留資格「特定技能」の試験実施国等の言語を基本とした外国人介護人材用のEラーニング補助教材を検討し作製することとしている。成果物等については、追って令和4年4月以降にお示しする予定である。

参 考 资 料

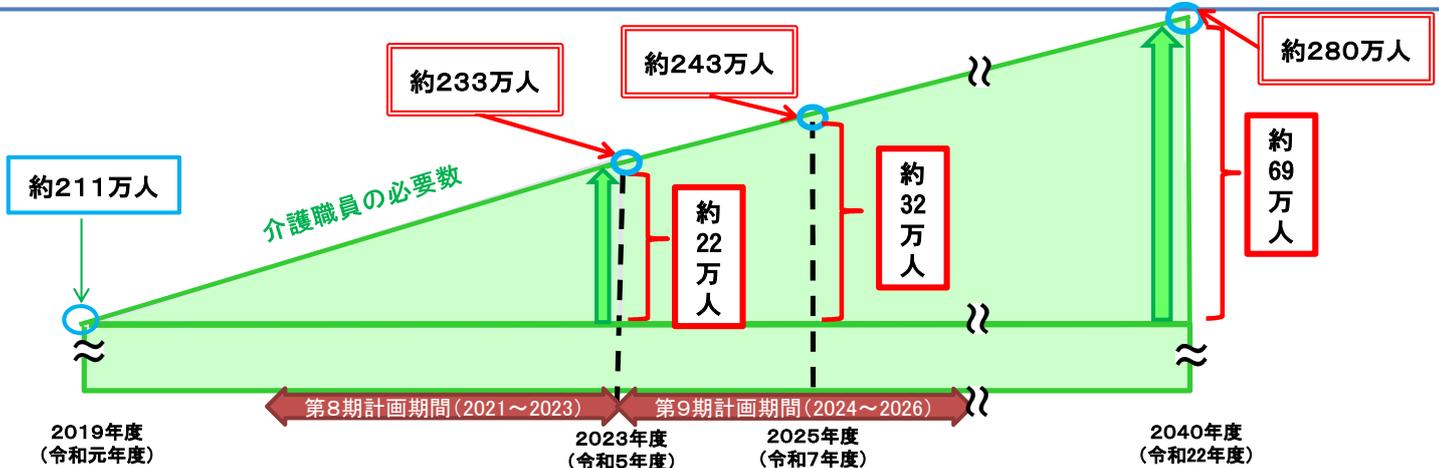
第8期介護保険事業計画に基づく介護職員の必要数について

- 第8期介護保険事業計画の介護サービス見込み量等に基づき、都道府県が推計した介護職員の必要数を集計すると、
 - ・ 2023年度には約233万人（+約22万人（5.5万人/年））
 - ・ 2025年度には約243万人（+約32万人（5.3万人/年））
 - ・ 2040年度には約280万人（+約69万人（3.3万人/年））

となった。 ※（）内は2019年度（211万人）比

※ 介護職員の必要数は、介護保険給付の対象となる介護サービス事業所、介護保険施設に従事する介護職員の必要数に、介護予防・日常生活支援総合事業のうち従前の介護予防訪問介護等に相当するサービスに従事する介護職員の必要数を加えたもの。

- 国においては、①介護職員の処遇改善、②多様な人材の確保・育成、③離職防止・定着促進・生産性向上、④介護職の魅力向上、⑤外国人材の受入環境整備など総合的な介護人材確保対策に取り組む。



注1) 2019年度（令和元年度）の介護職員数約211万人は、「令和元年介護サービス施設・事業所調査」による。

注2) 介護職員の必要数（約233万人・243万人・280万人）については、足下の介護職員数を約211万人として、市町村により第8期介護保険事業計画に位置付けられたサービス見込み量（総合事業を含む）等に基づく都道府県による推計値を集計したものの。

注3) 介護職員数には、総合事業のうち従前の介護予防訪問介護等に相当するサービスに従事する介護職員数を含む。

注4) 2018年度（平成30年度）分から、介護職員数を調査している「介護サービス施設・事業所調査」の集計方法に変更があった。このため、同調査の変更前の結果に基づき必要数を算出している第7期計画と、変更後の結果に基づき必要数を算出している第8期計画との比較はできない。

総合的な介護人材確保対策（主な取組）

介護職員の処遇改善

- リーダー級の介護職員について他産業と遜色ない賃金水準を目指し、総額2000億円(年)を活用し、経験・技能のある介護職員に重点化した更なる処遇改善を2019年10月より実施
- 介護職員について、収入を3%程度(月額9,000円)引き上げるための措置を、2022年2月から実施
- ※ 令和3年度介護報酬改定では、介護職員の人材確保・処遇改善等にも配慮し、改定率を+0.70%とするともに、更なる処遇改善について、介護職員間の配分ルールの柔軟化を実施。

（実績）月額平均7.5万円の改善

- 月額平均1.8万円の改善(令和元年度～)
- 月額平均1.4万円の改善(29年度～)
- 月額平均1.3万円の改善(27年度～)
- 月額平均0.6万円の改善(24年度～)
- 月額平均2.4万円の改善(21年度～)

多様な人材の確保・育成

- 介護福祉士修学資金貸付、再就職準備金貸付による支援
- 中高年齢者等の介護未経験者に対する入門的研修の実施から、研修受講後の体験支援、マッチングまでを一体的に支援
- ボランティアポイントを活用した介護分野での就労活動の推進
- 多様な人材層の参入促進、介護助手等の普及促進
- 他業種からの参入促進のため、キャリアコンサルティングや、介護・障害福祉分野の職業訓練枠の拡充のため、訓練に職場見学・職場体験を組み込むことを要件に、訓練委託費等の上乗せ、訓練修了者への返済免除付きの就職支援金の貸付を実施
- 福祉系高校に通う学生に対する返済免除付きの修学資金の貸付を実施
- 介護施設等における防災リーダーの養成

離職防止 定着促進 生産性向上

- 介護ロボット・ICT等テクノロジーの活用推進
- 介護施設・事業所内の保育施設の設置・運営の支援
- キャリアアップのための研修受講負担軽減や代替職員の確保支援
- 生産性向上ガイドラインの普及
- 悩み相談窓口の設置、若手職員の交流推進
- ウィズコロナに対応したオンライン研修の導入支援、介護助手としての就労や副業・兼業等の多様な働き方を実践するモデル事業の実施

介護職の魅力向上

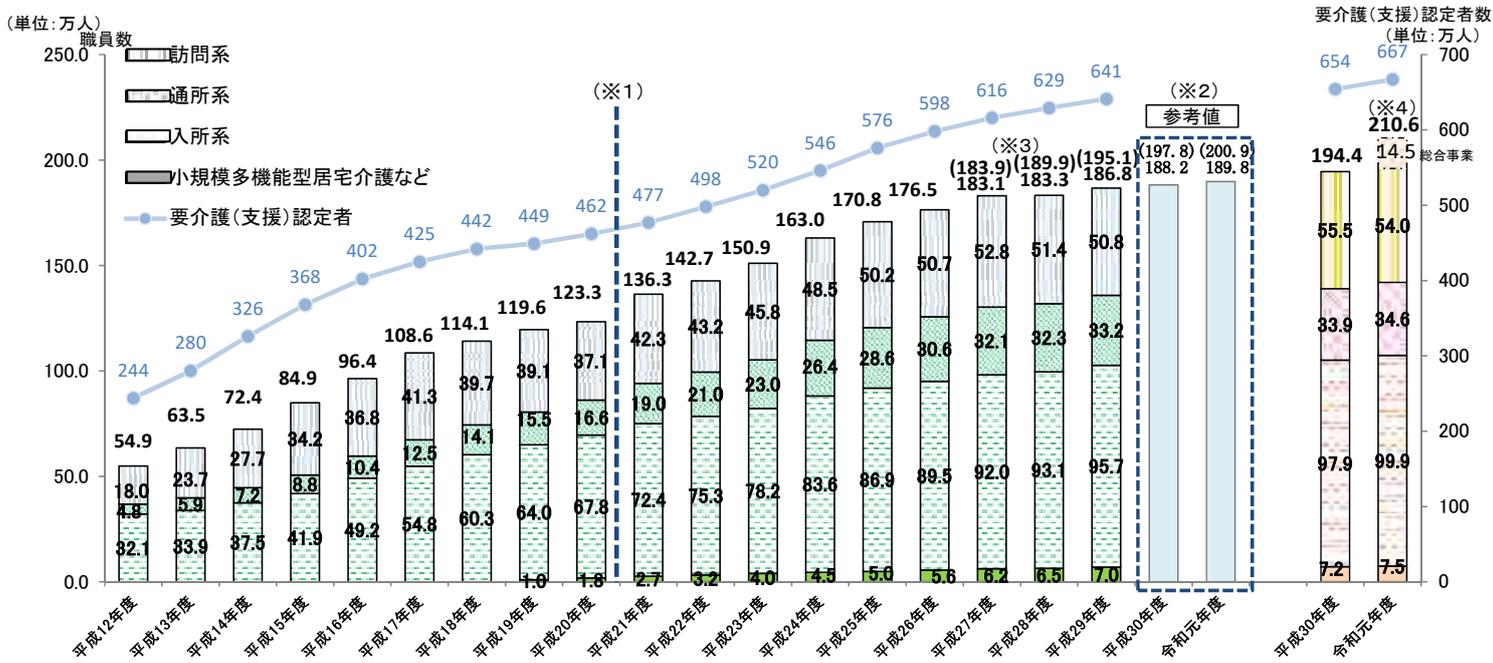
- 学生やその保護者、進路指導担当者等への介護の仕事の理解促進
- 民間事業者によるイベント、テレビ番組、新聞記事、SNSを活かした取組等を通じて全国に向けた発信を行い、介護の仕事の社会的評価の向上を図るとともに、各地域の就職相談のできる場所や活用できる支援施策等の周知を実施

外国人材の受入環境整備

- 介護福祉士を目指す留学生等の支援(介護福祉士修学資金の貸付推進、日常生活面での相談支援等)
- 「特定技能」等外国人介護人材の受入環境整備(現地説明会等による日本の介護のPR、介護技能向上のための集合研修、介護の日本語学習支援、介護業務等の相談支援・巡回訪問の実施等)
- 特定技能の受入見込数を踏まえ、試験の合格者見込数を拡充するとともに、試験の開催国を拡充

介護職員数の推移

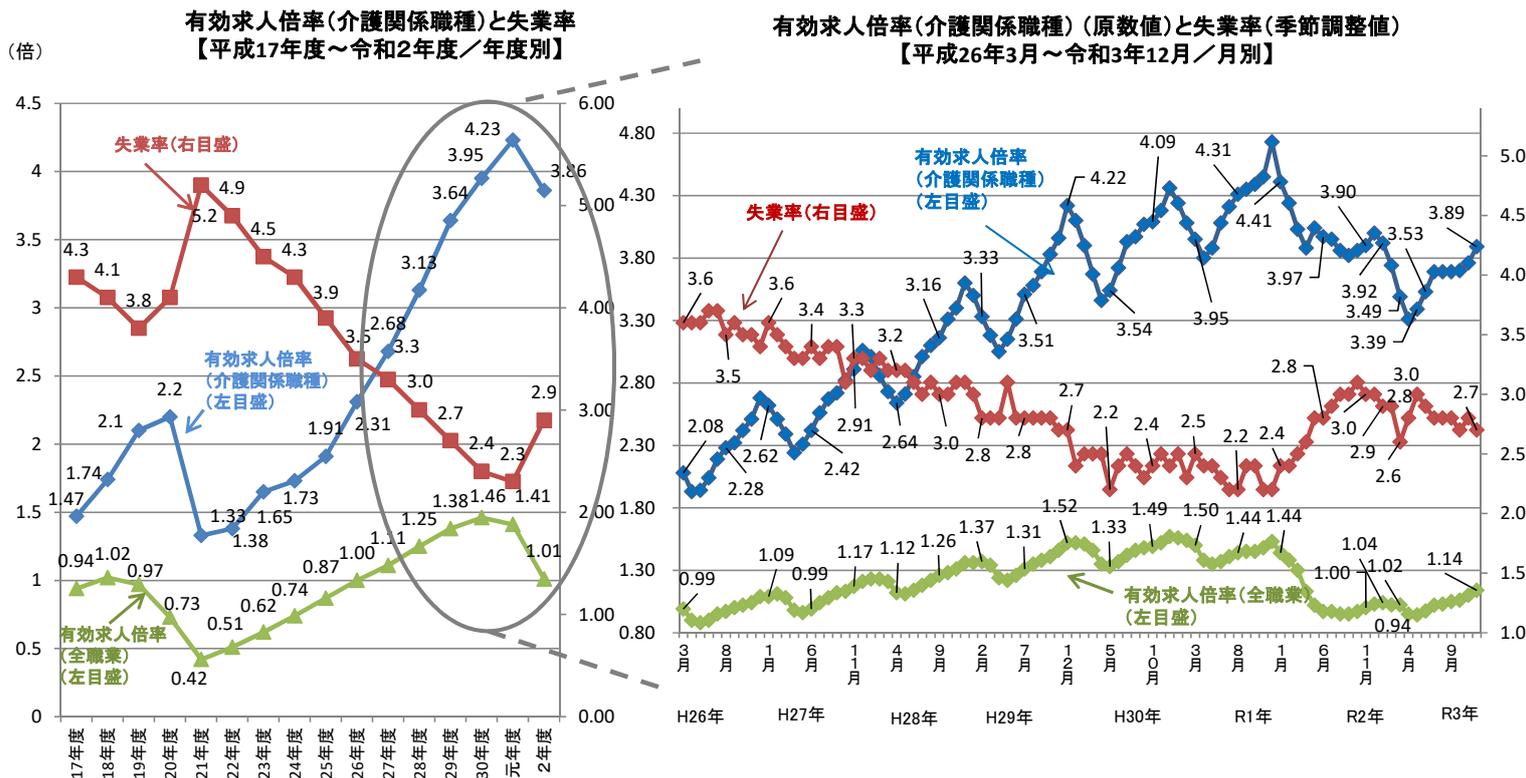
○ 本表における介護職員数は、介護保険給付の対象となる介護サービス事業所、介護保険施設に従事する職員数。



注1) 介護職員数は、常勤、非常勤を含めた実人員数。(各年度の10月1日現在)
 注2) 調査方法の変更に伴い、推計値の算出方法に以下のとおり変動が生じている。
 平成12～20年度 「介護サービス施設・事業所調査」(介サ調査)は全数調査を実施しており、各年度は当該調査による数値を記載。
 平成21～29年度 介サ調査は、全数の回収が困難となり、回収された調査票のみの集計となったことから、社会・援護局において全数を推計し、各年度は当該数値を記載。(※1)
 平成30年度～ 介サ調査は、回収率に基づき全数を推計する方式に変更。一番右の2つのグラフ(平成30年度、令和元年度)は、当該調査による数値を記載。参考値は、平成29年度以前との比較が可能となるよう、社会・援護局において、介サ調査の結果に基づき、従前の推計方法により機械的に推計した数値。(※2)
 注3) 介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という。)の取扱い
 平成27～30年度 総合事業(従前の介護予防訪問介護・通所介護に相当するサービス)に従事する介護職員は、介サ調査の対象ではなかったため、社会・援護局で推計し、これらを加えた数値を各年度の()内に示している。(※3)
 令和元年度～ 総合事業も介サ調査の調査対象となったため、総合事業に従事する介護職員(従前の介護予防訪問介護・通所介護相当のサービスを本体と一体的に実施している事業所に限る)が含まれている。(※4)

介護分野における人材確保の状況と労働市場の動向 ～有効求人倍率と失業率の動向～

○ 介護関係職種の有効求人倍率は、依然として高い水準にあり、全職業より高い水準で推移している。



注)平成23年度の失業率は東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県及び福島県において調査の実施が困難な状況となっており、当該3県を除く結果となっている。

【出典】厚生労働省「職業安定業務統計」、総務省「労働力調査」

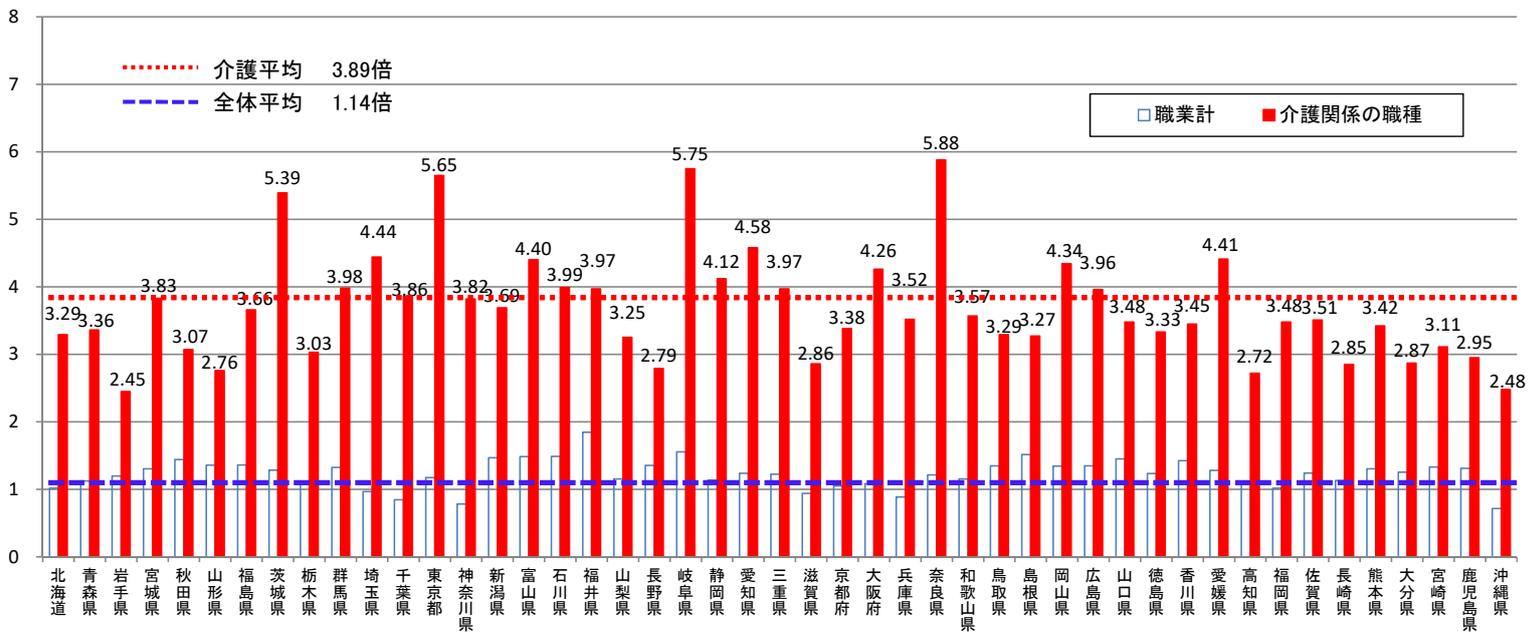
(※1)全職業及び介護関係職種の有効求人倍率は、パートタイムを含む常用の原数値。

月別の失業率は季節調整値。

(※2)常用とは、雇用契約において、雇用期間の定めがない、又は4か月以上の雇用期間が定められているものをいう。

都道府県別有効求人倍率(令和3年12月)と地域別の高齢化の状況

○ 介護分野の有効求人倍率は、地域ごとに大きな差異があり、地域によって高齢化の状況等も異なる。



(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」(注) 介護関連職種は、ホームヘルパー、介護支援専門員、介護福祉士等のこと。

75歳以上人口は、都市部では急速に増加し、もともと高齢者人口の多い地方でも緩やかに増加する。各地域の高齢化の状況は異なるため、各地域の特性に応じた対応が必要。

※都道府県名欄の()内の数字は倍率の順位

	埼玉県(1)	千葉県(2)	神奈川県(3)	愛知県(4)	大阪府(5)	～	東京都(11)	～	鹿児島県(45)	秋田県(46)	山形県(47)	全国
2015年 <>は割合	77.3万人 <10.6%>	70.7万人 <11.4%>	99.3万人 <10.9%>	80.8万人 <10.8%>	105.0万人 <11.9%>		146.9万人 <10.9%>		26.5万人 <16.1%>	18.9万人 <18.4%>	19.0万人 <16.9%>	1632.2万人 <12.8%>
2025年 <>は割合 ()は倍率	120.9万人 <16.8%> (1.56倍)	107.2万人 <17.5%> (1.52倍)	146.7万人 <16.2%> (1.48倍)	116.9万人 <15.7%> (1.45倍)	150.7万人 <17.7%> (1.44倍)		194.6万人 <14.1%> (1.33倍)		29.5万人 <19.5%> (1.11倍)	20.9万人 <23.6%> (1.11倍)	21.0万人 <20.6%> (1.10倍)	2180.0万人 <17.8%> (1.34倍)

国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年3月推計)」より作成

参考資料2

介護福祉士修学資金等貸付事業における貸付原資の確保

【要旨】 令和3年度補正予算 930,951千円

介護人材については、新型コロナウイルス感染症の影響により、業務が増大していることから、更なる介護人材の確保・定着を図るため、介護福祉士修学資金等貸付金貸付原資の不足が見込まれる自治体に対して必要な貸付原資の積み増しを行うことで安定的な事業の継続を支援することにより、介護人材の参入を更に促進する。

【事業内容・実施主体】

【事業内容】

今後、必要となる介護人材等を着実に確保していくため、介護福祉士養成施設に通う学生に対して修学資金の貸付等を実施し、地域の福祉・介護人材の育成及び確保並びに定着を支援することを目的とする。

【実施主体】 都道府県又は都道府県が適当と認める団体

【施策のイメージ(実施要件等)】

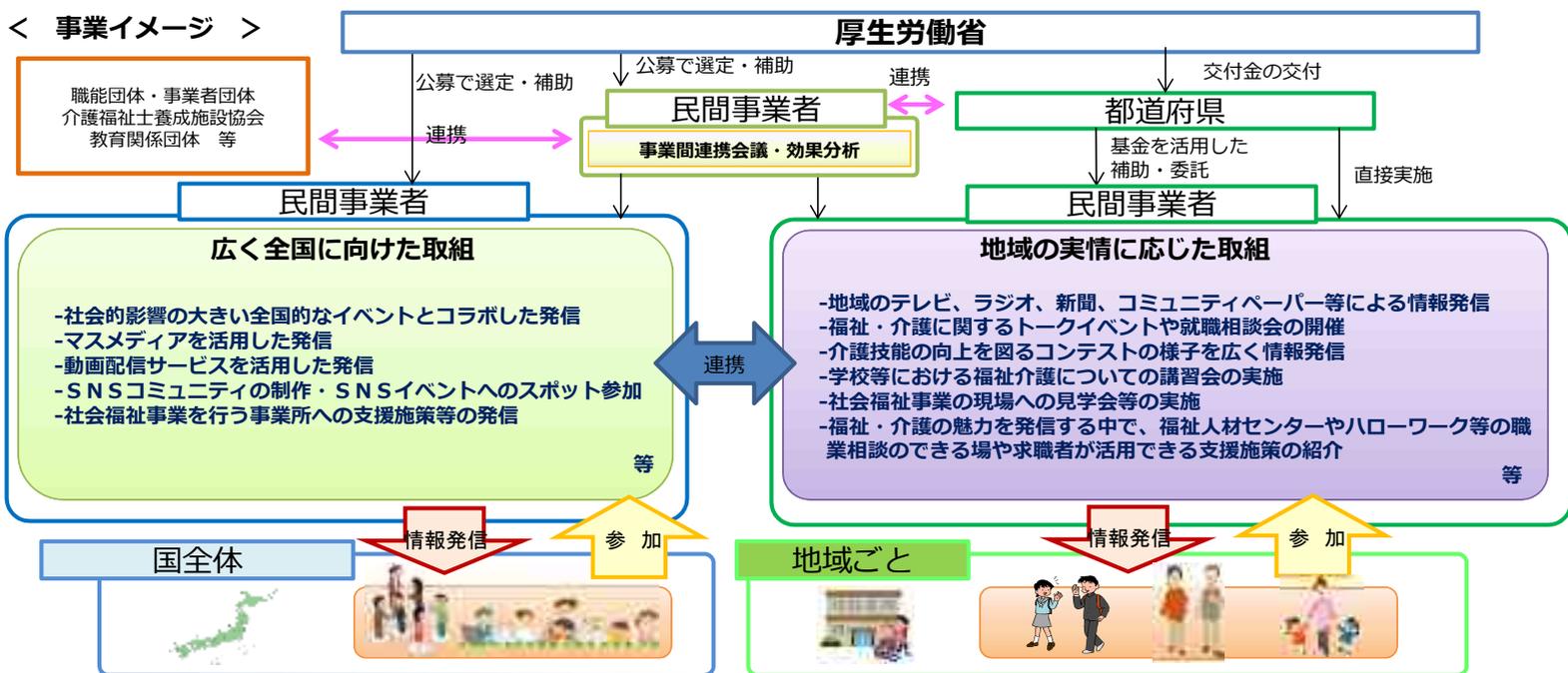


「介護のしごとと魅力発信等事業」について

令和4年度予算案（令和3年度当初予算額）生活困窮者就労準備支援事業費補助金：3.6億円（5.6億円）
 地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）：137億円の内数（137億円の内数）

- 介護の魅力発信については、平成30年度以降、介護の仕事のイメージや社会的評価の向上、介護の仕事に関する理解の促進に向けて様々な取組を実施してきたところ。
- 令和4年度においては、民間事業者による全国的なイベント、テレビ番組、新聞記事、SNSを活かした取組等を通じて全国に向けた発信を行い、介護の仕事の社会的評価の向上を図る。
- また、都道府県において、地域医療介護総合確保基金を活用し、地域の社会資源や人口構成等の実情に応じた介護の仕事の魅力発信を行うとともに、求職者が就職相談のできる場所や活用できる支援施策等の周知を併せて行うことで、多様な人材の参入促進・定着を図る。
- さらに、各実施主体による事業の連携を図る場として事業間連携会議を設け、国や都道府県における取組を集約し共有するとともに、相互に情報の拡散を行うことにより、事業効果の最大化を図る。

＜ 事業イメージ ＞



地域医療介護総合確保基金を活用した介護従事者の確保

令和4年度予算案：公費206億円（国費137億円）
 令和3年度予算額：公費206億円（国費137億円）

- 地域の実情に応じた介護従事者の確保対策を支援するため、都道府県計画を踏まえて実施される「参入促進」・「資質の向上」・「労働環境・処遇の改善」に資する事業を支援。

※ 赤字下線は令和4年度新規・拡充等

参入促進	資質の向上	労働環境・処遇の改善
<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域における介護のしごとの魅力発信 ○ 若者・女性・高齢者など多様な世代を対象とした介護の職場体験 ○ 高齢者など地域の住民による生活支援の担い手の養成、支え合い活動継続のための事務支援 ○ 介護未経験者に対する研修支援 ○ ボランティアセンターとシルバー人材センター等の連携強化 ○ 介護事業所におけるインターンシップ等の導入促進 ○ 介護に関する入門的研修の実施からマッチングまでの一体的支援、参入促進セミナーの実施、介護の周辺業務等の体験支援 ○ 人材確保のためのボランティアポイント活用支援 ○ 多様な人材層の参入促進、介護助手等の普及促進 ○ 介護福祉士国家資格取得を目指す外国人留学生や1号特定技能外国人等の受入環境整備 ○ 福祉系高校修学資金貸付、時短勤務、副業・兼業、選択的週休3日制等の多様な働き方のモデル実施 ○ 共生型サービスの普及促進 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護人材キャリアアップ研修支援 ・経験年数3～5年程度の中堅職員に対する研修 ・喀痰吸引等研修 ・介護キャリア段位におけるアセッサー講習受講 ・介護支援専門員、介護相談員育成に対する研修 ○ 各種研修に係る代替要員の確保、出前研修の実施 ○ 潜在介護福祉士の再就業促進 ・知識や技術を再確認するための研修の実施 ・離職した介護福祉士の所在等の把握 ○ チームオレンジ・コーディネーターなど認知症ケアに携わる人材育成のための研修 ○ 地域における認知症施策の底上げ・充実支援 ○ 地域包括ケアシステム構築に資する人材育成 ・生活支援コーディネーターの養成のための研修 ○ 認知症高齢者等の権利擁護のための人材育成 ○ 介護施設等防災リーダーの養成 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新人介護職員に対するエルダー・メンター（新人指導担当者）養成研修 ○ 管理者等に対する雇用改善方策の普及 ・管理者に対する雇用管理改善のための労働関係法規、休暇・休職制度等の理解のための説明会の開催 ・介護従事者の負担軽減に資する介護ロボット・ICTの導入支援（拡充） ※ 拡充は令和5年度まで ・介護事業所への業務改善支援 ・新人教育やキャリアパスなど雇用管理体制の改善に取り組む事業所のコンテスト表彰を実施 ○ 介護従事者の子育て支援のための施設内保育施設運営等の支援 ○ 子育て支援のための代替職員のマッチング ○ 介護職員に対する悩み相談窓口の設置、ハラスメント対策の推進、若手介護職員の交流の推進、両立支援等環境整備 ○ 新型コロナウイルス感染症流行下におけるサービス提供体制の確保（令和4年度継続） 等

- 関係機関・団体との連携・協働の推進を図るための、都道府県単位、市区町村単位での協議会等の設置
- 介護人材育成等に取り組む事業所に対する都道府県の認証評価制度の運営支援
- 離島、中山間地域等への人材確保支援

新「介護助手」等の普及を通じた介護現場での多様な就労の促進

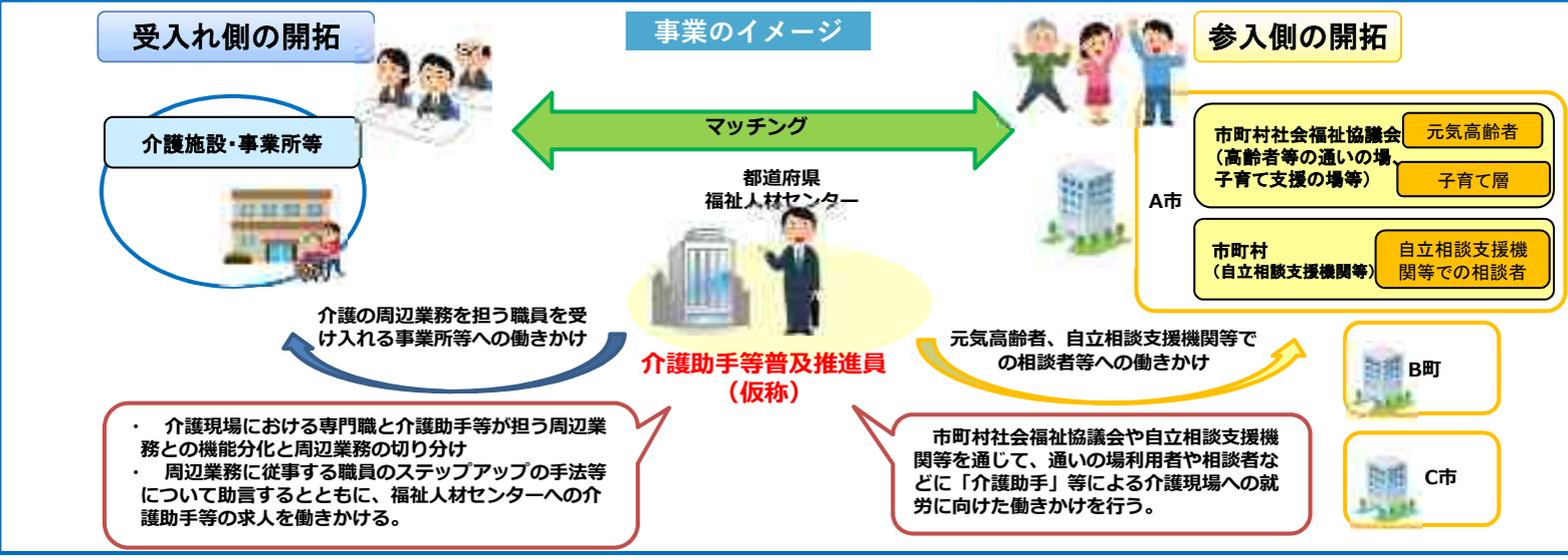
【令和4年度予算案】生活困窮者就労準備支援事業費等補助金：386億円の内数(新規)
地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分)：137億円の内数(新規)

【要求要旨】

介護人材については、少子高齢化の進展や慢性的な人手不足である状況に加え、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策や利用者が感染した場合の対応等によって、介護施設等における業務が増大している。
そのため、介護分野への参入のハードルを下げ、更なる介護人材を確保・支援する観点から、介護職の業務の機能分化を図り、掃除、配膳、見守り等の周辺業務を担う人材を、介護事業所とマッチングする仕組みを構築する。

【事業内容】

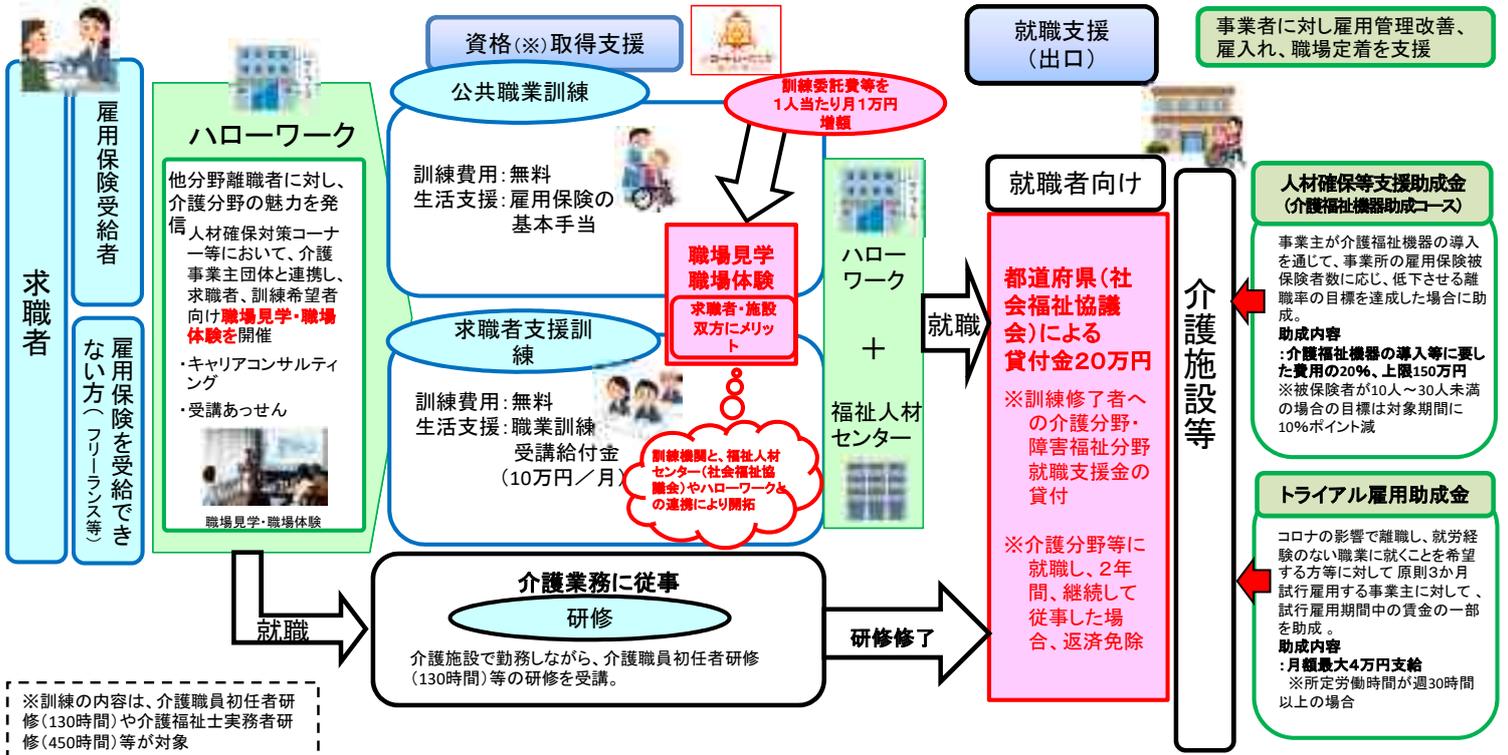
都道府県福祉人材センターに「介護助手等普及推進員(仮称)」を配置し、市町村社会福祉協議会等を巡回して周知活動を行い、介護助手等希望者の掘り起こしを行う。
併せて、介護事業所に対し、介護職の業務の機能分化や介護助手等のステップアップの手法を助言するとともに、介護助手にかかる求人提出の働きかけを行うことにより、介護の周辺業務を担う人材の確保を促す。



参考資料5

雇用と福祉の連携による離職者への介護・障害福祉分野への就職支援パッケージ

新型コロナウイルスの影響による離職者の再就職や、介護・障害福祉分野における人材確保を支援するため、
・ハローワーク、訓練機関及び福祉人材センターの連携強化による就職支援
・介護・障害福祉分野の職業訓練枠の拡充のため、訓練に職場見学・職場体験を組み込むことを要件に、訓練委託費等の上乗せ
・都道府県社会福祉協議会による介護分野、障害福祉分野に就職した訓練修了者への貸付金制度の創設
➢ 介護施設に就職してから一定の研修を受けた場合も貸付金制度の対象であることを明確化
・介護事業者に対し雇用管理改善、雇入れ、職場定着を支援
等を実施する。



東日本大震災により特に甚大な被害を受け、福祉・介護人材の確保が著しく困難になっている福島県相双地域等で従事する介護人材を広域的に確保するため、当該地域の介護施設等への就労希望者に対する研修受講費や就職準備金(赴任するための交通費や引っ越し費用等)の貸与等の支援を実施。

＜事業スキーム＞

実施主体: 福島県が適当と認める団体

研修受講費等の貸与

【貸付等対象者】

- (1) 相双地域等の介護施設等で就労を希望する福島県外の者
- (2) 避難解除区域の介護施設等で就労を希望する県内から避難解除区域への帰還者
- (3) 相双地域から福島県内外の養成施設に入学する者
- (4) 相双地域の介護施設等において6か月以上就労した中堅介護職員

【内容】

- (1) 学費(研修受講費) 15万円を上限(実費の範囲内)
※2年間従事した場合は全額返済免除
- (2) 就職準備金 ・30万円+①+② (1年間従事した場合全額返済免除)
・50万円+①+② (2年間従事した場合全額返済免除)
 - ①世帯赴任加算
 - ・ 家族と赴任する場合… 12.5万円+(世帯員数-1)×5万円
 - ・ 単身赴任の場合 … 20万円
 - ②自動車輸送費用等加算(新規購入の場合は登録手続代行費用)
 - ・ 20万円を上限(実費の範囲内)
- (3) 教材費・住居費(通学費) 12万円を上限(実費の範囲内)・3.6万円(月額上限)
※介護福祉士等養成校卒業後1年以内に相双地域の介護施設等に就労し、以後一定期間継続して介護業務に従事した場合は全額返還免除
- (4) 支援金 20万円を上限
※介護施設等に5年以上勤務経験があり、かつ介護福祉士若しくは介護支援専門員の資格を有する者などが、相双地域の施設等で6ヶ月以上就労した場合に支給

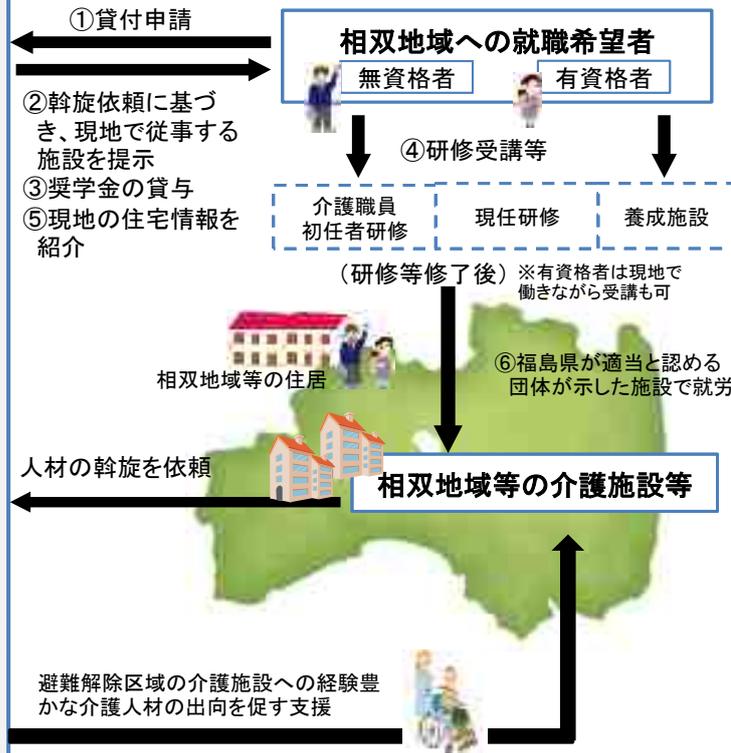
住まいの確保支援

現地の住宅情報の提供 等

事業の広報

出向者に対する支援

避難解除区域の介護施設への応援出向者に対する地域・実務経験等に応じた給与差、指導手当、赴任や通勤に係る経費などの支援



福祉人材情報システムとは

- 福祉人材情報システムは、都道府県福祉人材センター・バンクが実施する無料職業紹介事業を支援するために中央福祉人材センターが開発し、運用しているシステムであり、【福祉のお仕事】ホームページと一体的に運用している。
- インターネットによる職業紹介機能(求職登録、求人登録、紹介依頼・応募、採否登録等)及び届出機能(介護福祉士・保育士の届出登録及び管理)等を備え、求人事業所、求職者、届出者、都道府県福祉人材センター・バンクの各ユーザーがシステムを利用している。
- 今般、ユーザーの利便性向上、事業所辞職や求人情報等の情報提供機能の充実、セキュリティ対策の強化等を目的に改修を行い、令和4年4月より稼働する。

機能改修の主な内容

1. 利用者が使いやすい仕様への変更
ネットによる求職票及び届出登録の簡素化、応募・紹介依頼の簡素化等、利用者の使用に際しての利便性向上
2. 求人・求職活動の支援に向けた各種機能の拡充
検索機能及び検索結果表示の改善、求人事業所情報の充実(現況報告書や第三者評価受審状況、介護事業者認証評価制度等の認証状況、外国人雇用実績の有無)など、機能拡充及び提供情報の充実
3. 【福祉のお仕事】ホームページの改修
ユーザー(求職者・届出者・福祉に関心を有する人・求人事業所等)が見やすく、使いやすいホームページにするためのページメニュー及び階層等の再構築
4. 制度改正への対応
職業安定法改正等の制度改正に伴う各種登録機能等の追加
5. 利用状況の分析に向けた対応
本システムの利用状況を把握・分析するためのサイト分析ツールの導入

大規模改修後のシステム稼働

令和4年4月1日(予定)



国としても、被災地の介護人材確保を支援しています。
※この事業は国（厚生労働省・復興庁）の「被災地における福祉・介護人材確保事業」を、福島県社会福祉協議会が実施主体となって行うものです。

福島県相双地域等（浜通り）で 介護職員として働きませんか

ふくしまで、 咲こう。



返還免除付き

就職準備金等の貸付制度

福島県外にお住まいの方で、福島県相双地域等（浜通り）の介護保険施設等に介護職員として就職する方に対して、就職準備金などを無利子でお貸しします。

就職準備金

- 常勤職員（正規及び非正規職員）

50万円以内

- 非常勤職員

週20時間以上 **30万円以内**

週20時間未満 **15万円以内**

※世帯赴任加算、自動車輸送費用等加算が対象になる場合もあります。

研修受講料

15万円以内（実費分）

就職準備金・研修受講料について、一定の業務従事期間（1～2年）を満たした場合は

返還免除となります。

承認：東京メトロ

詳細
お問い合わせ

社会福祉法人 福島県社会福祉協議会
TEL.024-526-0045

「被災地における福祉・介護人材に対する奨学金貸付事業」担当まで

ふくしまで、咲こう。 検索

ホームページも
ご覧ください▶

<https://www.f-kaigoshogaku.jp/>



都道府県別福祉人材センター・バンク職業紹介状況

※福祉人材情報システム上の数値を掲載。

2021年4～12月分

県名	新規求人数 (a)	新規求人数 (f)	有効求人数 (b)	有効求人 件数	新規求職 者数 (c)	有効求職者数(d)			紹介・応募数			採用人数(e)	
						内学生			内紹介数	内応募数		紹介による 採用人数	
01. 北海道	7,280	3,818	20,709	10,616	1,262	3,811	210	5.5%	214	191	23	146	139
02. 青森県	1,873	1,012	5,315	2,897	529	1,359	45	3.3%	134	134	0	94	94
03. 岩手県	3,380	1,921	10,272	5,693	804	2,595	342	13.2%	167	161	6	140	139
04. 宮城県	2,656	1,216	7,728	3,541	462	1,420	49	3.5%	34	30	4	19	16
05. 秋田県	1,452	859	4,546	2,586	146	460	40	8.7%	33	32	1	23	23
06. 山形県	2,700	1,590	7,828	4,633	484	1,445	25	1.7%	74	73	1	50	50
07. 福島県	3,243	1,588	8,528	4,198	381	1,214	216	17.8%	29	26	3	26	25
08. 茨城県	3,200	1,823	9,440	5,278	305	868	90	10.4%	44	42	2	27	27
09. 栃木県	5,646	2,777	15,312	7,452	922	2,954	594	20.1%	194	179	15	134	134
10. 群馬県	5,364	2,931	15,312	8,247	1,174	3,442	142	4.1%	221	212	9	145	144
11. 埼玉県	11,464	5,309	33,855	15,353	1,967	6,140	1,207	19.7%	203	162	41	75	71
12. 千葉県	4,875	2,000	14,356	5,801	1,106	3,639	570	15.7%	68	54	14	35	33
13. 東京都	13,930	6,685	38,369	18,516	4,011	12,659	1,200	9.5%	628	360	268	89	51
14. 神奈川県	16,267	7,246	46,339	20,380	1,956	6,135	752	12.3%	415	355	60	197	185
15. 新潟県	3,365	1,678	10,407	4,730	445	1,302	106	8.1%	96	96	0	81	81
16. 富山県	3,952	2,007	11,530	5,703	700	3,363	2,464	73.3%	154	152	2	138	138
17. 石川県	3,354	2,080	9,826	5,974	979	3,130	342	10.9%	144	144	0	116	116
18. 福井県	2,327	1,300	6,918	3,749	725	2,829	782	27.6%	121	119	2	116	115
19. 山梨県	1,913	1,051	5,736	3,056	329	963	93	9.7%	71	61	10	41	41
20. 長野県	3,734	1,863	10,592	5,395	891	2,704	406	15.0%	132	124	8	84	83
21. 岐阜県	3,888	1,874	11,236	5,343	507	1,586	212	13.4%	129	125	4	82	82
22. 静岡県	12,271	6,709	35,114	18,495	4,069	12,087	1,250	10.3%	590	582	8	474	474
23. 愛知県	5,487	2,537	15,775	7,183	1,424	4,565	848	18.6%	68	55	13	48	45
24. 三重県	3,570	1,555	10,429	4,529	407	1,136	49	4.3%	46	42	4	36	35
25. 滋賀県	3,445	1,770	10,552	5,159	1066	3,537	749	21.2%	108	102	6	65	63
26. 京都府	6,302	3,172	19,079	9,223	1,934	7,589	2,920	38.5%	209	191	18	146	144
27. 大阪府	5,097	2,460	14,687	7,014	1,337	4,222	216	5.1%	164	76	88	31	13
28. 兵庫県	3,651	1,635	10,625	4,665	523	1,547	185	12.0%	63	59	4	52	48
29. 奈良県	4,129	2,115	11,424	5,785	642	2,035	418	20.5%	200	199	1	145	145
30. 和歌山県	2,486	1,382	6,836	3,794	631	2,021	229	11.3%	65	65	0	49	49
31. 鳥取県	1,125	517	4,222	1,707	339	1345	726	54.0%	73	73	0	43	43
32. 島根県	3,243	2,024	9,676	5,842	843	3,038	1079	35.5%	48	46	2	21	20
33. 岡山県	3,634	1,754	11,333	5,305	577	2,058	867	42.1%	33	20	13	8	6
34. 広島県	3,402	1,658	11,103	5,130	536	1,734	399	23.0%	38	37	1	27	26
35. 山口県	2,028	912	5,871	2,587	917	2,738	195	7.1%	40	40	0	38	38
36. 徳島県	2,884	1,535	8,381	4,422	1,903	5,714	450	7.9%	55	55	0	43	43
37. 香川県	3,090	1,455	9,353	4,370	1,540	4,901	769	15.7%	77	75	2	58	57
38. 愛媛県	1,991	990	5,751	2,849	379	1,204	136	11.3%	25	22	3	23	22
39. 高知県	3,147	1,929	9,158	5,491	1,127	3,630	656	18.1%	107	107	0	82	82
40. 福岡県	5,505	2,708	15,259	7,575	318	1,047	165	15.8%	45	40	5	28	26
41. 佐賀県	950	493	2,502	1,296	488	1,511	135	8.9%	12	10	2	9	9
42. 長崎県	2,893	1,696	8,968	5,084	654	2139	272	12.7%	106	105	1	94	94
43. 熊本県	2,585	1,370	7,866	4,196	243	720	100	13.9%	33	32	1	36	36
44. 大分県	2,180	1,290	6,257	3,707	300	966	144	14.9%	24	24	0	16	16
45. 宮崎県	1,787	1,198	5,067	3,362	365	999	10	1.0%	66	65	1	46	46
46. 鹿児島県	2,087	1,102	5,648	2,959	189	655	65	9.9%	9	9	0	0	0
47. 沖縄県	1,576	785	4,693	2,260	438	1,137	260	22.9%	30	27	3	6	6
合計	196,408	99,379	569,783	283,130	43,274	138,293	23,179		5,639	4,990	649	3,482	3,373
全国平均値	4,179	2,114	12,123	6,024	921	2,942	493		120	106	14	74	72

注) 表の合計について、小数点以下四捨五入のため内訳を集計した数値とあわないものがある。

* 有効求人数・有効求人件数・有効求職者数は、2021年4～12月の累計。

* 新規求人数・新規求人数・新規求職者数・紹介／応募人数・採用人数は、2021年4月～12月の累計。

* 紹介人数は、福祉人材センター・バンクが求人に対し紹介を行った求職者数。

* 応募人数は、福祉人材情報システムにより求職者が求人に対し、自ら申し込んだ件数。

* 採用人数は、福祉人材センター・バンクの紹介や応募を利用して、採用が決まった人数の中で、福祉人材情報システム上の採用人数を掲載。

* 紹介による採用人数は、福祉人材センター・バンクの紹介により採用が決まった人数。

参考) 前年度比

(2021年4～12月の累計/2020年4～12月の累計)

人数(a)	有効求人倍率(b/d)	充足率(e/a)	就職率(e/c)
01. 北海道	5.43	2.0%	11.6%
02. 青森県	3.91	5.0%	17.8%
03. 岩手県	3.96	4.1%	17.4%
04. 宮城県	5.44	0.7%	4.1%
05. 秋田県	9.88	1.6%	15.8%
06. 山形県	5.42	1.9%	10.3%
07. 福島県	7.02	0.8%	6.8%
08. 茨城県	10.88	0.8%	8.9%
09. 栃木県	5.18	2.4%	14.5%
10. 群馬県	4.45	2.7%	12.4%
11. 埼玉県	5.51	0.7%	3.8%
12. 千葉県	3.95	0.7%	3.2%
13. 東京都	3.03	0.6%	2.2%
14. 神奈川県	7.55	1.2%	10.1%
15. 新潟県	7.99	2.4%	18.2%
16. 富山県	3.43	3.5%	19.7%
17. 石川県	3.14	3.5%	11.8%
18. 福井県	2.45	5.0%	16.0%
19. 山梨県	5.96	2.1%	12.5%
20. 長野県	3.92	2.2%	9.4%
21. 岐阜県	7.08	2.1%	16.2%
22. 静岡県	2.91	3.9%	11.6%
23. 愛知県	3.46	0.9%	3.4%
24. 三重県	9.18	1.0%	8.8%
25. 滋賀県	2.98	1.9%	6.1%
26. 京都府	2.51	2.3%	7.5%
27. 大阪府	3.48	0.6%	2.3%
28. 兵庫県	6.87	1.4%	9.9%
29. 奈良県	5.61	3.5%	22.6%
30. 和歌山県	3.38	2.0%	7.8%
31. 鳥取県	3.14	3.8%	12.7%
32. 島根県	3.18	0.6%	2.5%
33. 岡山県	5.51	0.2%	1.4%
34. 広島県	6.40	0.8%	5.0%
35. 山口県	2.14	1.9%	4.1%
36. 徳島県	1.47	1.5%	2.3%
37. 香川県	1.91	1.9%	3.8%
38. 愛媛県	4.78	1.2%	6.1%
39. 高知県	2.52	2.6%	7.3%
40. 福岡県	14.57	0.5%	8.8%
41. 佐賀県	1.66	0.9%	1.8%
42. 長崎県	4.19	3.2%	14.4%
43. 熊本県	10.93	1.4%	14.8%
44. 大分県	6.48	0.7%	5.3%
45. 宮崎県	5.07	2.6%	12.6%
46. 鹿児島県	8.62	0.0%	0.0%
47. 沖縄県	4.13	0.4%	1.4%
合計			
平均値	4.12	1.8%	8.0%

新規求人数(a)	新規求人数(f)	新規求職者数(c)	採用人数(e)
101.5%	106.2%	93.0%	124.8%
107.3%	108.6%	110.4%	174.1%
93.6%	101.2%	111.8%	133.3%
101.0%	94.9%	106.0%	126.7%
83.7%	86.4%	82.5%	69.7%
55.6%	53.7%	92.5%	113.6%
115.2%	118.0%	86.6%	89.7%
108.7%	115.7%	88.4%	55.1%
100.6%	99.6%	89.1%	113.6%
93.1%	100.1%	106.0%	148.0%
98.1%	106.2%	113.4%	59.5%
101.4%	98.9%	117.4%	85.4%
99.4%	101.5%	102.8%	51.1%
111.3%	117.3%	124.7%	101.5%
97.5%	100.8%	106.0%	122.7%
103.6%	106.9%	113.3%	100.0%
95.7%	99.9%	98.2%	123.4%
118.5%	119.0%	76.4%	181.3%
98.0%	103.5%	124.2%	157.7%
90.0%	100.9%	84.3%	103.7%
105.0%	112.8%	134.5%	178.3%
110.1%	107.0%	119.1%	95.6%
91.4%	90.8%	119.9%	73.8%
91.4%	91.8%	98.1%	128.6%
107.0%	122.2%	123.8%	191.2%
98.8%	107.9%	161.7%	251.7%
93.8%	95.4%	106.0%	103.3%
118.0%	122.5%	87.8%	148.6%
100.8%	105.2%	100.9%	86.8%
117.3%	115.0%	126.5%	125.6%
93.2%	101.6%	173.0%	238.9%
94.2%	99.6%	106.7%	41.2%
81.1%	87.2%	181.4%	57.1%
96.4%	99.2%	115.5%	75.0%
150.9%	130.8%	127.4%	126.7%
97.5%	101.5%	97.0%	87.8%
84.1%	89.8%	133.6%	116.0%
89.2%	88.4%	99.7%	135.3%
90.8%	102.6%	98.2%	149.1%
83.9%	95.9%	73.1%	175.0%
110.5%	132.2%	81.2%	112.5%
87.3%	90.5%	72.2%	70.7%
115.8%	107.3%	73.0%	80.0%
98.8%	99.1%	84.3%	53.3%
106.6%	108.8%	102.2%	79.3%
87.4%	92.1%	85.5%	0.0%
73.4%	78.2%	75.8%	24.0%
98.4%	101.8%	107.0%	105.5%
98.4%	101.8%	107.0%	105.5%

都道府県福祉人材センター・バンク一覧

都道府県	福祉人材センター名称	〒	住所1	住所2	TEL	FAX
北海道	北海道福祉人材センター	060-0002	札幌市中央区北2条西7丁目1番地	かでの2.7 3階	011-272-6662	011-272-6663
	函館市福祉人材バンク	040-0063	函館市若松町33-6	函館市総合福祉センター（あいよる21）3階	0138-23-8546	0134-23-2224
	旭川市福祉人材バンク	070-0035	旭川市5条通4丁目	旭川市ときわ市民ホール1階	0166-23-0138	0166-23-0746
	釧路市福祉人材バンク	085-0011	釧路市旭町12番3号	釧路市総合福祉センター3階	0154-24-1686	0154-24-3762
	帯広市福祉人材バンク	080-0847	帯広市公園東町3丁目9番地1	帯広市グリーンプラザ内	0155-27-2525	0155-21-2415
	北見市福祉人材バンク	090-0065	北見市寿町3丁目4番1号	北見市総合福祉会館内	0157-22-8046	0157-61-8183
	苫小牧市福祉人材バンク	053-0021	苫小牧市若草町3丁目3-8	苫小牧市民活動センター1階	0144-32-7111	0144-34-8151
青森県	青森県福祉人材センター	030-0822	青森市中央3丁目20-30	県民福祉プラザ2階	017-777-0012	017-777-0015
	弘前福祉人材バンク	036-8063	弘前市大字宮園2丁目8-1	社会福祉センター内	0172-36-1830	0172-33-1163
	八戸福祉人材バンク	039-1166	八戸市根城8丁目8-155	八戸市総合福祉会館1階	0178-47-2940	0178-47-1881
岩手県	岩手県福祉人材センター	020-0831	盛岡市三本柳8地割1番3	ふれあいランド岩手2階	019-637-4522	019-637-9612
宮城県	宮城県福祉人材センター	980-0014	仙台市青葉区本町3丁目7-4	宮城県社会福祉会館1階	022-262-9777	022-261-9555
秋田県	秋田県福祉保健人材・研修センター	010-0922	秋田市旭北栄町1-5	秋田県社会福祉会館5階	018-864-2880	018-864-2877
山形県	山形県福祉人材センター	990-0021	山形市小白川町2-3-30	山形県小白川庁舎内1階	023-633-7739	023-633-7730
福島県	福島県福祉人材センター	960-8141	福島市渡利字七社宮111	福島県総合社会福祉センター3階	024-521-5662	024-521-5663
茨城県	茨城県福祉人材センター	310-8586	水戸市千波町1918番地	茨城県総合福祉会館2階	029-244-4544	029-244-4543
栃木県	栃木県福祉人材・研修センター	320-8508	宇都宮市若草1-10-6	とちぎ福祉プラザ3階	028-643-5622	028-623-4963
群馬県	群馬県福祉マンパワーセンター	371-8525	前橋市新前橋町13-12	群馬県社会福祉総合センター6階	027-255-6600	027-255-6040
	高崎市福祉人材バンク	370-0045	高崎市東町80-1	高崎市労使会館1階	027-324-2761	027-320-8378
	太田市福祉人材バンク	373-0817	太田市飯塚町1549		0276-48-9599	0276-48-9599
埼玉県	埼玉県福祉人材センター	330-8529	さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65	彩の国すこやかプラザ1階	048-833-8033	048-833-8062
千葉県	千葉県福祉人材センター	260-0015	千葉市中央区富士見2-3-1	塚本大千葉ビル5階	043-222-1294	043-222-0774
東京都	東京都福祉人材センター	102-0072	千代田区飯田橋3-10-3	東京しごとセンター7階	03-5211-2860	03-5211-1494
	東京都福祉人材センター多摩支所	190-0012	立川市曙町2-34-13	オリンピック第3ビル7階	042-595-8422	042-595-8432
神奈川県	かながわ福祉人材センター	221-0835	横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2	かながわ県民センター13階	045-312-4816	045-313-4590
	川崎市福祉人材バンク	211-0053	川崎市中原区上小田中6-22-5	川崎市総合福祉センター5階	044-739-8726	044-739-8740
新潟県	新潟県福祉人材センター	950-8575	新潟市中央区上所2丁目2番2号	新潟ユニゾンプラザ3階	025-281-5523	025-282-0548
富山県	富山県健康・福祉人材センター	930-0094	富山市安住町5番21号	富山県総合福祉会館（サンシップとやま）2階	076-432-6156	076-432-6532
石川県	石川県福祉の仕事マッチングサポートセンター	920-0935	金沢市石引4丁目17番1号	石川県本多の森庁舎1階	076-234-1151	076-234-1153
福井県	福井県福祉人材センター	910-8516	福井市光陽2丁目3番22号	福井県社会福祉センター1階	0776-21-2294	0776-24-4187
	嶺南福祉人材バンク	917-0069	小浜市小浜白鬚112	白鬚再開発ビル3階福井県社会福祉協議会 嶺南支所内	0770-52-7833	0770-52-7834
山梨県	山梨県福祉人材センター	400-0005	甲府市北新1-2-12	山梨県福祉プラザ4階	055-254-8654	055-254-8614
長野県	長野県福祉人材センター	380-0936	長野市中御所岡田98-1	長野保健福祉事務所庁舎内	026-226-7330	026-227-0137
岐阜県	岐阜県福祉人材総合支援センター	500-8385	岐阜市下奈良2-2-1	岐阜県福祉・農業会館3階	058-276-2510	058-276-2571
静岡県	静岡県社会福祉人材センター	420-0856	静岡市葵区駿府町1-70	静岡県総合社会福祉会館シズウエル3階	054-271-2110	054-272-8831
	静岡県社会福祉人材センター東部支所	410-0801	沼津市大手町1-1-3	沼津商連会館ビル2階	055-952-2942	055-952-2943
	浜松市福祉人材バンク	430-0925	浜松市中区寺島町450		053-458-9205	053-453-0716
愛知県	愛知県福祉人材センター	461-0011	名古屋市中区白壁1丁目50番地	愛知県社会福祉会館5階	052-212-5519	052-212-5520
	豊橋市福祉人材バンク	440-0055	豊橋市前畑町115	豊橋市総合福祉センター内	0532-52-1111	0532-52-1112
三重県	三重県福祉人材センター	514-8552	津市桜橋2丁目131	三重県社会福祉会館2階	059-224-1082	050-222-0170
滋賀県	滋賀県南部介護・福祉人材センター	525-0032	草津市大路1-1-1	エルティ932 3階	077-567-3925	077-567-3928
	滋賀県湖北介護・福祉人材センター	526-0036	長浜市地福寺町4-36	長浜市民交流センター1階	0749-64-5125	0749-64-5126
京都府	京都府福祉人材・研修センター	604-0874	京都市中京区竹屋町通烏丸東入ル清水町375	ハートピア京都地下1階	075-252-6297	075-252-6312
大阪府	大阪福祉人材支援センター	542-0065	大阪市中央区中寺1-1-54	大阪社会福祉指導センター3階	06-6762-9020	06-6764-1574
兵庫県	兵庫県福祉人材センター	651-0062	神戸市中央区坂口通2-1-1	兵庫県福祉センター1階	078-271-3881	078-271-3882
奈良県	奈良県福祉人材センター	634-0061	橿原市大久保町320-11	奈良県社会福祉総合センター3階	0744-29-0160	0744-29-6114
和歌山県	和歌山県福祉人材センター	640-8545	和歌山市手平2丁目1-2	県民交流プラザ和歌山ビッグ愛7階	073-435-5211	073-435-5209
	紀南福祉人材バンク	646-0028	田辺市高雄一丁目23番1号	田辺市民総合センター内	0739-26-4918	0739-26-2928
鳥取県	鳥取県福祉人材センター	689-0201	鳥取市伏野1729-5	鳥取県立福祉人材研修センター1階	0857-59-6336	0857-59-6341
島根県	島根県福祉人材センター	690-0011	松江市東津田町1741-3	いきいきプラザ島根2階	0852-32-5957	0852-32-5956
	島根県福祉人材センター石見分室	697-0016	浜田市野原町1826-1	いわみーる2階	0855-24-9340	0855-24-9341
岡山県	岡山県福祉人材センター	700-0807	岡山市北区南方2丁目13-1	きらめきプラザ1階	086-226-3507	086-801-9190
広島県	広島県社会福祉人材育成センター	732-0816	広島市南区比治山本町12-2	広島県社会福祉会館1階	082-256-4848	082-256-2228
	くれ福祉人材バンク	737-8517	呉市中央5丁目12番21号	呉市福祉会館内	0823-21-5013	0823-25-7453
山口県	山口県福祉人材センター	754-0041	山口市小郡令和1-1-1	KDDI維新ホール3階	083-902-2355	083-902-5877
徳島県	徳島県福祉人材センターアイネット	770-0943	徳島市中昭和町1丁目2	徳島県立総合福祉センター3階	088-625-2040	088-656-1173
香川県	香川県福祉人材センター	760-0017	高松市番町1-10-35	香川県社会福祉総合センター4階	087-833-0250	087-861-5622
愛媛県	愛媛県福祉人材センター	790-8553	松山市持田町三丁目8番15号	愛媛県総合社会福祉会館2階	089-921-5344	089-921-3398
高知県	高知県福祉人材センター	780-8567	高知市朝倉戊375-1	ふくし交流プラザ1階	088-844-3511	088-821-6765
	安芸福祉人材バンク	784-0007	安芸市寿町2-8	総合社会福祉センター内	0887-34-3540	0887-35-8549
	幡多福祉人材バンク	787-0012	四万十市右山五月町8-3	社会福祉センター内	0880-35-5514	0880-35-5241
福岡県	福岡県福祉人材センター	816-0804	春日市原町3-1-7	クローバープラザ東棟2階	092-584-3310	092-584-3319
	筑後地区福祉人材バンク	830-0027	久留米市長門石1-1-34	久留米市総合福祉センター内	0942-34-3035	0942-34-3090
	筑豊地区福祉人材バンク	820-0011	飯塚市柏の森956-4	社会福祉協議会内	0948-23-2210	0948-23-2262
	京築地区福祉人材バンク	824-0063	行橋市中津熊501	行橋市総合福祉センター（ウイズゆくはし）内	0930-23-8495	0930-22-2903
佐賀県	佐賀県福祉人材・研修センター	840-0021	佐賀市鬼丸町7番18号	佐賀県社会福祉会館2階	0952-28-3406	0952-28-3407
長崎県	長崎県福祉人材研修センター	852-8555	長崎市茂里町3-24	長崎県総合福祉センター2階	095-846-8656	095-846-8798
	佐世保福祉人材バンク	857-0028	佐世保市八幡町6-1		0956-24-1184	0956-23-3175
熊本県	熊本県福祉人材・研修センター	860-0842	熊本市中央区南千反畑町3-7	熊本県総合福祉センター4階	096-322-8077	096-324-5464
大分県	大分県福祉人材センター	870-0161	大分市明野東3丁目4番1号	大分県社会福祉介護研修センター内	097-552-7000	097-552-7002
	日田市福祉人材バンク	877-0003	日田市上城内町1番8号	日田市総合保健福祉センター3階	0973-24-7026	0973-24-3452
宮崎県	宮崎県福祉人材センター	880-8515	宮崎市原町2番22号	宮崎県福祉総合センター人材研修館1階	0985-32-9740	0985-27-0877
鹿児島県	鹿児島県福祉人材・研修センター	890-8517	鹿児島市鴨池新町1番7号	鹿児島県社会福祉センター内	099-258-7888	099-250-9363
沖縄県	沖縄県福祉人材研修センター	903-8603	那覇市首里石嶺町4丁目373-1	沖縄県総合福祉センター西棟3階	098-882-5703	098-886-8474
	名護市福祉人材バンク	905-0014	名護市港2-1-1	名護市民会館内福祉センター	0980-53-4142	0980-53-6042